

文教福祉委員会

令和8年1月23日

1 陳情審査

(1) 新たに送付された陳情

- ・送付7-43 千代田区生活支援課による不適切な対応について
- ・送付7-44 千代田区内の民泊施設に対する監督体制の強化を求める陳情

2 報告事項

【子ども部】

- (1) 千代田区こども家庭センターの設置について 【資料】
- (2) 和泉小学校・いずみこども園等施設と和泉公園との一体的整備構想（素案）
に対するパブリックコメントの結果概要について 【資料】
- (3) 令和7年度 体力調査（都）の結果について 【資料】

【保健福祉部】

- (1) 後期高齢者医療保険料最終案について（算定案との比較） 【資料】

3 その他

文教福祉委員会 送付7-43

「千代田区生活支援課による不適切な対応について」の陳情

受付年月日 令和7年12月4日

陳情者 提出者 1名

陳情書

令和 7 年 12 月 4 日

千代田区議長 秋谷 こうき 様

件名：「千代田区生活支援課による不適切な対応について」の陳情

陳情者

住所

電話

理由

現在、千代田区生活支援課への審査請求を行っています。その審査請求に対する千代田区生活支援課からの弁明書への下記反論書を令和7年10月1日に提出致しました。この現状を千代田区議会議員に知っていただきたく、下記反論書の内容を、陳情を通して提出致します。

反論書

標記審査請求に係る処分長の弁明書に関して、下記の通り反論します。

- ① 保有個人情報開示決定通知書（7千保生支発第396号）p75 ケース記録票には、解放された翌日に保護復帰になっており、解放日になっていないので、誤りである。
- ② 保有個人情報開示決定通知書（7千保生支発第396号）p74 ケース記録票には10月25日に保護停止と記載があるが、計算式があわない。
- ③ 生活保護法63条適用通知書の内容とこの度の弁明書の計算の内訳が異なっている。
適用内容：10月19,022円 11月42,325円 = 61,347円
保有個人情報開示決定通知書（7千保生支発第396号）ケース記録票には R06.11.18 1,9022円 11月42,354円 = 61,376円 返還対象期間も違う（10月25～11月13日）
弁明書には「一時扶助決定に係る審査請求書の裁決が未決の為、支払う必要性が無い」としているが、払う意思が全くないわけではなく、上記のように計算の内訳が不透明のまま支払う意思はない。
- ④ 保有個人情報開示決定通知書（7千保生支発第396号）p74(ライトに来所)ケース記



録票には、逮捕・拘留のためと記載があり、添付された弁明書では、勾留と書き換えており、改竄されたものであることがうかがえる。

- ⑤ 保有個人情報開示決定通知書（7千保生支発第396号）p75（保護停止解除）ケース記録票には14日になっているが、弁明書には13日となっているので、改竄が見受けられる。
- ⑥ 弁明書 p15 審査請求人の障害特性を理解し、と書かれているが、千代田障害福祉センター、同よろず相談、同保健所同障害福祉課と関係構築と会議開催を提案し実施したのは私であって、生活支援課に主体性はない。連携の結果、何も改善されていない。
- ⑦ 弁明書4ページ（R7.06.10）には「口座振替から窓口支給」に変更するとあるが、本件各処分が存在することにより、違法な返還義務の履行を事実上強制され、保護費から事実上の相殺（天引き）が行われるおそれが極めて高い。そうなれば、審査請求人は日々月々の最低限度の生活を営む憲法上の権利が侵害される。これは、処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる重大な損害を避けるために緊急の必要がある場合に当たることから、本件各処分の効力は直ちにこれを停止すべきである。
- ⑧ 弁明書2P（R06.10.24「来所」）について、生活保護受給証明書内に生活扶助の文言は入れられないとしているが、そもそも千代田区の誤認であり、それに起因して私は勾留にいたっているので、著しく不当な対応である。以下根拠。
- ・補填されている年金は 収入認定の問題であり、記載可否とは無関係
 - ・厚労省問答集（別冊）問12-8では、加算を含めた生活扶助額を証明書に示すことが可能と明記
 - ・東京都運用事例集でも、年金補填の有無にかかわらず、生活扶助として記載されている例あり。また、弁明書には「生活扶助費を上回る障害年金をもらっているため、「生活扶助」が記載されていないので、「生活扶助」入れることはできません」と私に説明したとあるが、保有個人情報開示決定通知書（7千保生支発第396号）P79では「生活扶助を入れることが出来ません」としか記載がなく、説明された記憶もない。

さいごに、千代田区生活支援課においては社会福祉士や精神保健福祉士の配置強化や相談者に応じて、有資格者へ対応をさせるなど、障がいのある人へも寄り添った支援を行う事を強く望みます。

以上

文教福祉委員会 送付 7 - 4 4

千代田区内の民泊施設に対する監督体制の強化を求める陳情

受付年月日 令和 7 年 12 月 8 日

陳 情 者 提出者 1 名

2025年12月4日

千代田区議会議長
秋谷 こうき 殿

氏名 :
住所 :
TEL :



千代田区内の民泊施設に対する監督体制の強化を求める陳情

記

平素より、区議会議員の皆様並びに区職員の皆様には、千代田区の行政にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

近年、日本全国で民泊に関するトラブルが多発する中、千代田区では住宅宿泊事業法（民泊新法）とは別に、より厳格な条例を制定し、民泊施設の無秩序な増加に対して大きな抑止効果を発揮しているものと認識しております。しかしながら、私の自宅近隣に所在する届出民泊10施設を確認したところ、短時間の簡易的な調査（実地確認およびインターネット検索）であっても、いずれの施設においても複数の法令・条例違反の疑いが認められました。

もっとも、これらはあくまで私の調査に基づく疑義であり、私の認識に誤りがある可能性もあります。また、区職員の方々へのいかなる処分を求めるものでもございません。

これらの具体的な施設情報および証拠については、すでに千代田保健所へ報告済みであり、本陳情は個別の施設に対する対応を求める趣旨ではないため具体的な施設情報の記載は控えますが、以下のような違反の疑いが確認されました。

1. 「家主居住型」・「家主不在型（管理者常駐型）」の届出内容と実態との不一致

- ・「家主居住型」と届出されているにもかかわらず、予約サイトで確認できる間取り・動線から実際に家主が居住している形跡が見られない。
- ・「家主居住型」と届出されている施設を、夜間に複数回訪問したが、家主の部屋とされる場所に照明が点灯していたことはなかった。
- ・「家主不在型（管理者常駐型）」であるにもかかわらず、集合ポストに記載された入居企業名から判断して管理者が常駐し得ない状況にあり、同一建物内および隣接建物のいずれにも管理者が常駐していない可能性がある。
- ・集合住宅の郵便ポストに、家主居住型であるにもかかわらず（民泊施設向けの内装業を行う）法人名が記載されており、同一建物内の別室にも同法人名があるなど、届出内容と実態に整合性が見られない。
- ・自身が居住または所有する区内物件を一時的に民泊利用しているのではなく、民泊届出の数ヶ月前に賃貸契約を締結した形跡がある。
- ・「家主不在型（管理者常駐型）」の施設で、住宅宿泊管理業者の登録番号を取得していない業者が、別の住宅宿泊管理業者の登録番号を用いて届出を行っている。

多く（最低でも全体の25%以上）の届出民泊施設が人口密集区域で年間180日営業するために、区へ虚偽の届出を行っている疑いがあります。

2. 制限区域図における100m規制への抵触



・民泊の制限区域図において、学校や保育等施設から100m以内に建物の一部（20%ほど）が被っているにもかかわらず、民泊施設が届出されている。

3. 民泊標識の不備（法定サイズ違反・必須記載事項の欠落）

- ・建物の入口に民泊標識が掲示されていない。
- ・標識のサイズが法定基準を大幅に下回っており（例：高さ3cm×幅2cm等）、記載内容が判読できない。
- ・千代田区条例で義務付けられている以下の追加記載が欠落している。
 - 運営方法の種類
 - 条例第6条における区域別
 - 営業可能の日

標識は本来、建物入口に掲示されるべき基本項目であり、届出から約2年が経過している民泊施設においても追加記載が見られませんでした。そのため、これらの標識不備が長期間は正されていない状況を踏まえると、少なくとも約2年間にわたり適切な監視が行われていなかった可能性があります。（なお、区から度々指導が行われていたにもかかわらず、約2年間民泊施設側が対応しなかった可能性も否定できません。）

4. 旅館業許可施設による民泊届出の不適切利用の疑い

- ・旅館業許可を有する宿泊施設の予約サイトにおいて、家主居住型で届出されている民泊施設が「別館」として表示されており、旅館業法上の追加・変更申請を回避する目的で民泊届出を利用している可能性がある。

2025年3月6日の令和7年第1回定例会（第3日）において、区の担当部長から「区では、全民泊施設に対して継続的に監視・指導を実施している」とのご答弁がありました。しかし、特定の届出民泊施設に対して行政通報がなかった場合、少なくとも約2年間にわたり適切な監視が行われていなかったとみられる例が存在している可能性があります。さらに、令和7年に入って届出民泊が24施設から41施設へと70%以上増加している現状を踏まえると、悪質な事業者の間で「区の監視体制が緩く、虚偽の届出でも営業できる」との認識が広まっている可能性も否定できません。

千代田区では、区長・区議会議員・職員の皆様が一致して家賃高騰問題・空き家対策等に取り組んでおられますが、その一方で、（違法な）民泊によって、

- ・空き家が減り、住宅供給が圧迫されること
- ・オートロックを通過する不特定多数の宿泊者による治安不安など、区民生活に深刻な影響を及ぼすおそれがあります。

【要望事項】

区民の安全と生活環境の保全のため、以下の対応を強く要望いたします。

1. すべての届出民泊および届出のないいわゆる「闇民泊」に対する、継続的かつ定期的な監視、および住民票・法人の登記簿謄本・不動産登記簿・賃貸契約書・国土交通省HPにおける住宅宿泊管理業者の登録状況・予約サイトでの掲載状況等の確認、ならびに少なくとも四半期に一度、事前通知を伴わない実地訪問を含む実態確認の強化
2. 住宅宿泊事業法（民泊新法）、千代田区条例および旅館業法に違反している事業者に対する指導、是正命令、届出の取消、旅館業許可の取消等の行政措置、ならびに悪質な虚偽申請に対する刑事告発等の厳正な対応の実施

以上

千代田区こども家庭センターの設置について

1 設置の背景と趣旨

令和 4 年の児童福祉法改正（令和 6 年 4 月施行）で、母子保健部門と児童福祉部門が切れ目なく一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」の整備が市町村の努力義務化された。

区もこども家庭センターを設置し、妊娠期及び子育て期にきめ細かな相談支援が受けられる体制をより一層整え、区民が安心して子どもを産み育てられる地域社会を実現していく。

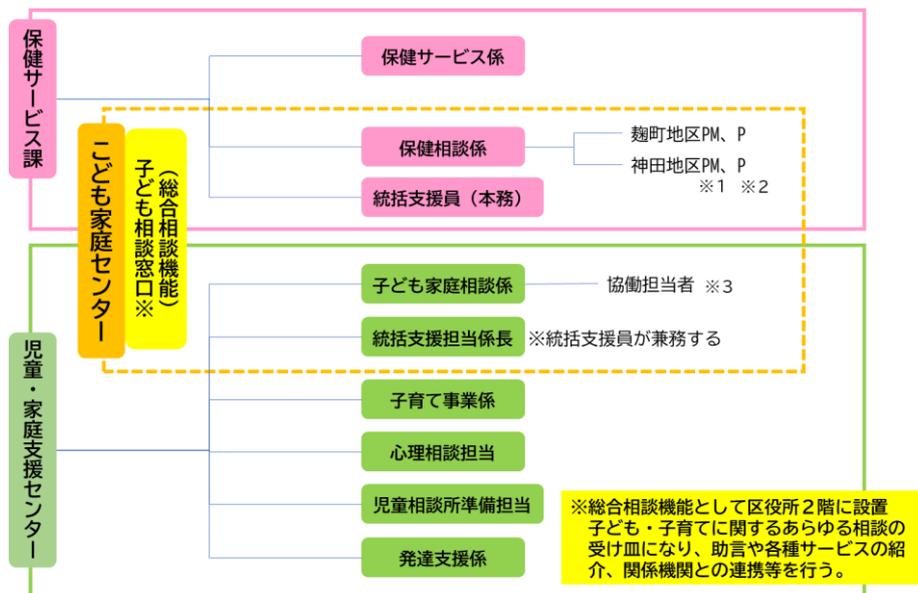
2 目的

母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、両機能が一体的に相談支援を行うことで、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、切れ目なく、漏れなく支援する。

3 組織

ハード面では、将来的には一つの建物または近接地に集約することを目指しつつ、当面の間は児童・家庭支援センター、千代田保健所それぞれの場所で機能連携により業務を実施し、組織統合等は行わない。なお、統括機能・児童福祉機能は児童・家庭支援センター、母子保健機能は千代田保健所保健サービス課が担う。

千代田区こども家庭センター 概念図



※ 1 子育て応援PM(パートナーシップ)①サポートプランの作成支援及び進行管理②麹町・神田地区リーダー

※ 2 子育て応援P(パートナー)①対象者のアセスメント②サポートプランの作成③地区保健師

※ 3 協働担当者児童・家庭支援センターに配置され、PMやPとの窓口になる者（保健師等）

4 人員体制

センター長、統括支援員に加えて、人員体制表のとおり母子保健・児童福祉両機能それぞれについて、麴町と神田の2地区に分けて支援する体制を組む。

(1) センター長

センター長は児童・家庭支援センター所長を充てる。

(2) 統括支援員

統括支援員は保健サービス課を本務とし、児童・家庭支援センターに兼務する保健師を充てる。

(3) 総合相談機能

区役所2階で相談業務にあたっている子育てコーディネーターに社会福祉士等の資格を持つ職員を加え、子ども相談窓口として拡充し適切な助言や専門部署の紹介等を行う。

(4) 人員体制表

こども家庭センター			
センター長			
統括支援員			
子ども相談窓口（総合相談機能）			
母子保健（保健所）		児童福祉（児家セン）	
麴町地区担当 (子育て応援PM、P)	神田地区担当 (子育て応援PM、P)	麴町チーム	神田チーム
		協働担当者	

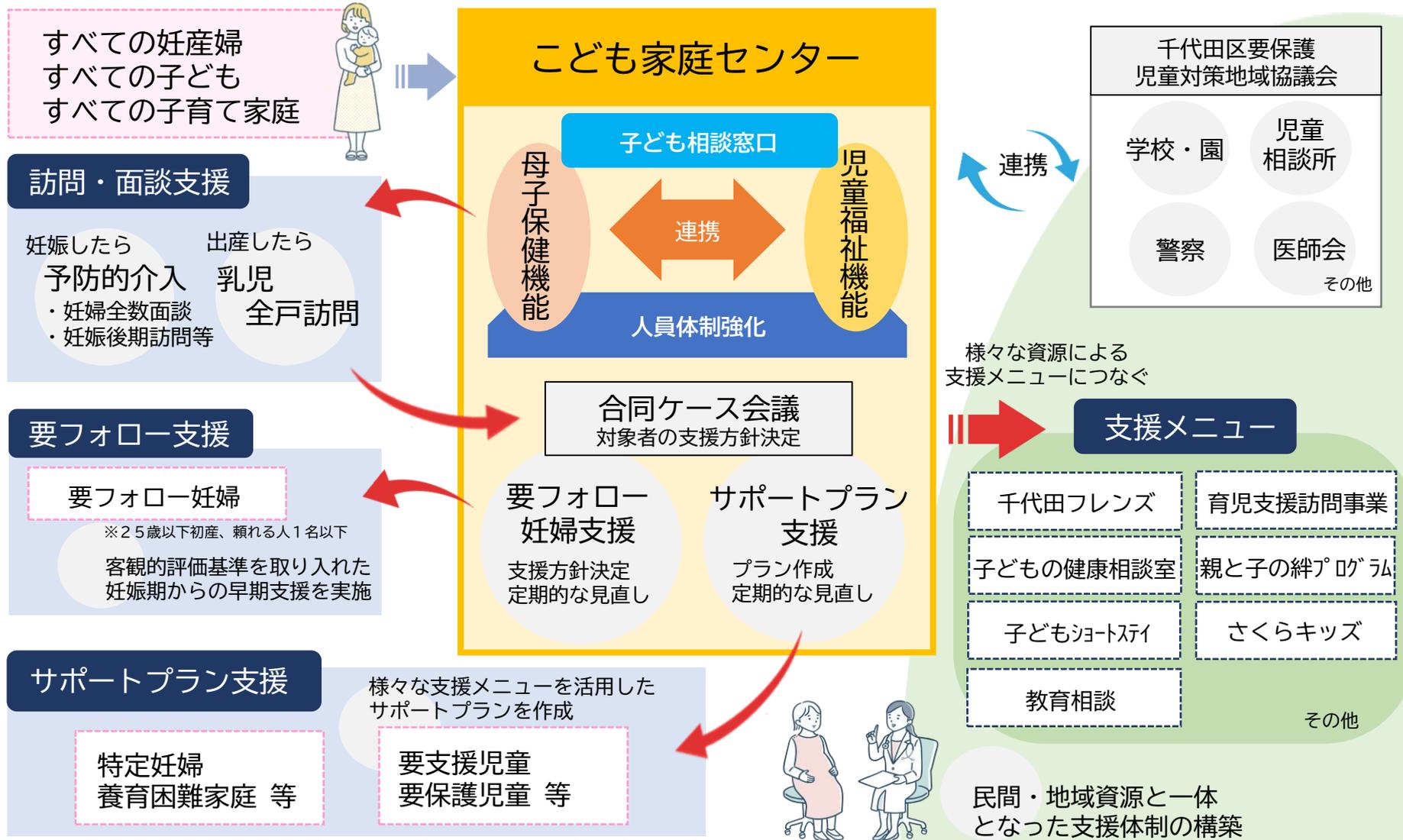
5 設置予定日

令和8年4月1日

千代田区こども家庭センター（イメージ）

教育委員会資料1-2
令和8年1月23日

- 児童虐待の未然防止**のためには、困難を抱える家庭への**早期の介入と支援**が必要であり、そのためには母子保健・児童福祉機能を一体的に実施する妊娠期から子育て期までの**切れ目のない支援体制**が欠かせない。
- 「千代田区こども家庭センター」は、**ワンストップの相談窓口**、子育て世帯に対する支援体制の中心として、すべての妊産婦、子ども、子育て家庭への**訪問・面談等**により、困難を抱える家庭の早期発見、**要フォロー妊婦支援**や**サポートプラン支援**を実施する。また、学校・園、児童相談所等の**関係機関との連携の中心的役割**も担う。



千代田区こども家庭センターによる相談支援強化

- サポートプランにより、**支援メニューの個別具体的な提案**
- 合同ケース会議により、**プランを定期的に見直し**
- 総合相談窓口の拡充により、**子育て相談の総合化・利便性向上**
- 妊娠後期訪問により、**妊婦の不安解消**
- 専門職員の増員により、**各家庭を支援する体制を強化**



妊娠期及び子育て期のきめ細かな相談支援により
必要な支援を各家庭に迅速に提供し、

より安心して子どもを産み育てられる地域社会を実現

子ども相談窓口

児童福祉
拡充

より相談しやすい窓口へ

虐待リスクのある家庭やひとり親、子育てに困難を抱える家庭を含め、子育ての悩み相談や各種子育て支援サービスの紹介等、**すべての家庭の相談を網羅的に受け止める総合相談機能**として、区役所本庁舎2階で相談業務にあたっている子育てコーディネーターを増員し、さらに社会福祉士等の資格を持つ職員を加え、**子ども相談窓口として拡充し**適切な助言や専門部署の紹介等を行う。また、発達に特性のある子どもに関しては、(仮)こどもカルテシステムを活用し、専門部署間の連携等を行う。

妊娠後期訪問

母子保健
新規

出産を控えた時期の 家庭訪問による相談機会の増

妊娠8か月に妊婦全数訪問を新たに追加実施し、要フォロー妊婦を含むすべての家庭へ委託先の保健師・看護師等が訪問による**ゆとり尺度調査**等を実施する。
これにより、出産前から関係性を構築することで、妊娠期からの切れ目のない支援を実施していく。

新生児訪問

母子保健
拡充

困りごとへのより手厚いフォロー

新生児の全数訪問時、従前の子育てや家庭状況の聞き取りに加え、要フォロー妊婦には、さらに**客観的評価基準による評価**(ゆとり尺度調査とケンプアセスメント)を実施し、結果を児童・家庭支援センターと共有することでその後の支援に活用する。



サポートプラン 合同ケース会議

母子保健
児童福祉
新規

ご家庭に応じた支援計画 支援計画の定期的な更新

従前は随時必要に応じて開催していたケース会議に加えて、新たに**定例合同ケース会議**を開催、対象者ごとの支援の進捗・方針の共有を**サポートプラン**を用いて実施する。

人員体制強化

母子保健
児童福祉
拡充

専門職増員による手厚い支援

保健師4名、任期付き保健師2名、心理士1名等の**専門職増員**により、相談支援にかかる**職員体制を大幅に拡充**することで、よりきめ細かい支援を実施していく。*子ども相談窓口_に配置する社会福祉士等の職員は児童・家庭支援センターの既存の職員を活用する

機能(担当所属)	増員内訳
母子保健機能 (保健サービス課保健相談係)	保健師3名 任期付き保健師2名
児童福祉機能 (児童・家庭支援センター子ども家庭相談係)	保健師1名 心理士1名
子ども相談窓口 (児童・家庭支援センター子ども家庭相談係)	子育てコーディネーター1名*

和泉小学校・いずみこども園等施設と和泉公園との一体的整備構想（素案） に対するパブリックコメントの結果概要について

1. 一体的整備構想

和泉小学校・いずみこども園等施設と和泉公園の敷地を入れ替え、新たな公園と学校等施設の一体的な整備を今後具体的に進めていくにあたり、改めてその考え方と今後の方向性を一体的整備構想（素案）としてとりまとめ、区民等に向けた意見公募（パブリックコメント）を実施した。

2. パブリックコメントの結果

(1)意見募集期間

令和7年12月5日（金）～12月22日（月）

(2)意見提出方法

区HP送信フォーム、ファックス、電子メール、郵送、直接持参

(3)周知方法

- ・広報千代田、区HP、区広報板、すぐーる配信（和泉小学校・いずみこども園）及び台東区HPにてパブリックコメント実施を周知
- ・区HP、区役所2階区政情報コーナー、区役所4階子ども施設課、各出張所、ちよだパークサイドプラザ、和泉小学校、いずみこども園及びいずみこどもプラザにて素案閲覧

(4)意見提出者

- ・在住者（3名）
- ・在勤者（1名）
- ・保護者・職員による団体（複数名の在住・在勤者）

(5)意見数

33件

(6)意見内容と区の考え方

資料2-2のとおり

3. 今後の予定

令和8年1月末：パブリックコメントの結果公表

令和8年2月：一体的整備構想（資料2-3）の策定

和泉小学校・いずみこども園等施設と和泉公園との一体的整備構想（素案）に対するご意見と区の方

反映区分
A…意見を踏まえ、整備構想に反映したもの
B…意見の趣旨が既に整備構想（素案）に反映されているもの
C…今後検討のために参考とするもの
D…その他

意見提出者の区分	No.	意見内容 ※1	反映区分	区の方
在住者	①	建物の老朽化や設備の関係で取り壊しやむなし、かつ建て替え期間中の子供たちの転校の不便を考え、公園部分に建てるということは分からないではないですが、昨今建築費が異常なほどに高騰しており、またいざ建設が始まると、当初予算を大幅に超過する追加コストが発生するのではないかと心配しています。 民間の建物の中に学校を同居させるのは基本御法度だと思いますが、区内の土地の少なさ、建設コストの高さを考慮すると、建て替えではなく、再開発ビルの中に学校施設を入れたり、補修をして継続しようしたり、近隣の学校に通わせる選択肢も検討いただきたいです。あるいは、今後金利が上がり、誰もが家を買いたがらなくなり、新規の建設も減るような不況が訪れた際に、景気振興の意味で今より安価に発注するのはありだと思います。	D	素案p30に記載のとおり、現施設は老朽化以外に児童数増加に伴う施設規模等の課題があるため、補修等ではなく、今の時点で建て替えに取り組む必要があります。 D 工事単価の上昇状況はご意見のとおりですので、素案p43の「概算事業費」においても「工事費の増加などにより事業費は変化する可能性があります」と記載しており、適宜、全体事業費を見直ししながら、適切な予算化を図っていきます。
在住者	②	新しい公園にバスケットゴールが欲しいです。飯田橋にあるようなバスケットボールができる場所が欲しい。よろしく願いいたします。	C	<整備構想の策定後は、都市計画の変更手続きを行い、基本計画を策定した上で新たな施設及び公園の設計を進めていきます（素案p44）> C 和泉公園には運動・遊び場機能を含めた多くの機能が期待されています（素案p12）。こうした和泉公園に求められる機能を踏まえて、新たな公園の整備形態については、いただいたご意見が反映できるかも含め、今後の公園設計の中で地域のみなさまと意見交換等を行いながら検討していきます。
在住者	③	現状、平日、休日問わず多くの子ども達が公園で遊んでいます。工事期間、長期に渡り使用できなくなるため、子どもの外遊び・水遊びの場、自然とのふれあいの場がなくなってしまうことを心配しています。幼少期の外遊び等は重要かと思しますので、代替の場所やその役割について十分に考慮していただきたいです。	B	幼少期における外遊び等の重要性については、いただいたご意見のとおりです。このため、素案p46に記載のとおり、工事期間中の和泉公園機能の代替として佐久間公園やいずみ児童遊園、和泉小学校の校庭（未使用時間帯の開放）などの有効活用に加え、旧和泉町ポンプ所跡地も活用していく考えです。これら4つのスペースにて利用者、時間帯、役割分担等を整理しつつ、さらなるスペースの確保についても留意していきます。
在勤者	④	・せっかく一体的に整備するのだから、小学校、こども園、こどもプラザ、公園をそれぞれに構想を立てるのではなく、千代田区の教育ビジョンにあるように、0歳～18歳までの子どもたちが一体的に集える場、育ち合える場になるとよい。特に、小学校とこども園の施設は分離して考えるのではなく、5歳児と1年生の架け橋期をつなぐような共有施設であってほしい。	C	<整備構想の策定後は、都市計画の変更手続きを行い、基本計画を策定した上で新たな施設及び公園の設計を進めていきます（素案p44）> C 素案p40、p41に整備の方向性として「学校等施設と公園の連携」「異年齢同士の交流の創出、共に成長できる環境の構築等、小学校、こども園、児童館的機能の独立性確保と連携」を掲げており、いただいたご意見は、次期学習指導要領の検討状況も注視しつつ、今後の基本計画や施設設計の中で反映できるか検討していきます。
	⑤	・次期学習指導要領を見通して、子どもたちが主体的に学びを進め、深められるような新施設にしてほしい。		

意見提出者の区分	No.	意見内容 ※1	反映区分	区の考え方
在住者・在勤者 ※2		(1) この計画について、特によいと思った点	B	<整備構想の策定後は、都市計画の変更手続きを行い、基本計画を策定した上で新たな施設及び公園の設計を進めていきます(素案p44)> 良い点として評価いただいたNo.⑥⑦⑧⑨の内容は本構想の幹となる部分であり、今後の基本計画や施設設計の中で具体化していきます。
	⑥	・建物が新しくなる。		
	⑦	・仮校舎無しなので引越しの負担が小さい。		
	⑧	・各施設の規模が大きく拡大されることが良い。図書室も含め、より充実した施設にしてほしい。		
	⑨	・公園の面積が不足するのを、校庭と高さをずらすことでうまく工夫されていると感じる。公園と校庭の共用は安全面、環境面からよくないと考えていたため、よかった。		
		(2) 心配な点、改善してほしい点	C	<整備構想の策定後は、都市計画の変更手続きを行い、基本計画を策定した上で新たな施設及び公園の設計を進めていきます(素案p44)> 【No.⑩⑪⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟について：学校等施設関係】 素案第5章で示したとおり、公園は1階、校庭は2階と上下に分離することでセキュリティを確保しつつ両者の機能を充実させる「人工地盤校庭パターン」にて整備内容を具体化していきます。このため校庭は2階レベルとなり、こども園は送り迎えのしやすさ等に配慮して低層階に配置し、中層階は小学校の配置を想定しています。 いただいたご意見は、こうした全体の配置を前提とした上で、今後の基本計画や施設設計の中で反映できるか検討していきます。特に優先してほしいという保育室や園庭から校庭への動線についてのご意見も、全体の配置の中で検討していきます。 また、検討にあたっては、現施設の職員との意見交換を引き続き行っていきます。 【No.⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟について：公園関係】 素案p12に記載のとおり、地域の核となる公園である和泉公園には多くの機能(シンボル、運動・遊び場、先駆的活用、歴史資源、コミュニティ形成)を拡充していくことが期待されています。これらの特色ある機能の他にも、公園の基本機能である自然環境機能、憩い機能、防災機能も備えておく必要があります。 こうした和泉公園に求められる機能を踏まえて、新たな公園の整備形態については、いただいたご意見が反映できるかも含め、今後の公園設計の中で地域のみなさまと意見交換等を行いながら検討していきます。特に優先してほしいという自然環境についても、今の和泉公園の状況をよく踏まえた上で検討していきます。 なお、公園の風環境については素案p36にシミュレーション結果を記載しており、施設と公園の敷地を入れ替えることで強風が生じる範囲が縮小することを確認しています。 【No.⑰⑱㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟について：図書室・日除け・居場所関係】 現施設内にある区民図書室機能については、素案第5章に記載のとおり、屋根付広場と共に公園内に新たに整備する考えです。いただいた図書館(室)や日除け、居場所づくりについてのご意見は、これらの機能を公園からアクセスしやすい位置に公園施設として整備することを踏まえて、今後の基本計画や施設設計の中で検討していきます。 【No.㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟について：工事期間ほか】 現在想定している整備スケジュールを素案p44に記載しております。特に優先してほしいという早急な工事の実施については、素案P45に記載のとおり、既存建物を使用しつつ段階的に整備することになるため、安全に十分配慮しながら適切に工事のスケジュール管理を行っていきます。
	⑩	・園庭が小さすぎる。0～5歳の6学年が過ごすことが難しい。		
	⑪	・校庭と園庭(保育室)の階が分かれることで、こどもが自由に遊びに行くことができなくなる。その分人手の配置は必要になり、安全管理が難しい。		
	⑫	・現在の和泉公園は、風が強いと砂嵐になる。こどもの目に砂が入ってしまうため、新しい公園では砂嵐がおこらないように工夫してほしい(2名より同意見)。		
	⑬	・桜の木やどんぐりの木など、季節を感じるができる木を植えてほしい。こどもたちはどんぐり拾いが大好きである。		
	⑭	・桜の木もよいが、こどもが木登りできるような木も残してほしい。		
	⑮	・あまり奇をてらった遊具ではなく、幅広い年齢のこどもが楽しめるベーシックな遊具を置いてほしい。		
	⑯	・遊具やベンチ等は、環境負荷の観点から、プラスチック製ではなく、長く使える素材を使用したものにしてほしい。		
	⑰	・小学生の居場所が、建物内にも外(屋根の下)にもあるとよい。最近は、親の事情等から小学生がお互いの家に行くことがはばかられ、公園やプラザが貴重なたまり場になっているため。		
	⑱	・公園にごみ箱を置いてほしい。		
		(3) 特に優先してほしいこと		
	⑲	・保育室や園庭からの校庭への動線の改善。		
	⑳	・計画が延びることなく、早急に工事を進めてほしい。		
	㉑	・今の和泉公園は、天然の芝生と、大小様々な樹木、植え込みがあり、都会ながらに自然を感じられるのが大人にもこどもにも魅力だと考えている。特にこどもが自然環境に慣れ親しむ場として、とても貴重な存在である。新しい公園でも天然の芝生とし、可能な限り自然を残してほしい。		
		(4) その他、今回の計画に関する意見		
	㉒	・計画はまとまっているように思えるが、実際に保育を行なっている身からすると、あまりにも現状(人手やこどもの発達)からかけ離れたものになっており、どのように保育を行なっていくのか考えられていないように感じている。現場の職員の声を聞いてほしい。		
	㉓	・今回の計画に期待している。		
	㉔	・セキュリティの観点から芳林公園のように夜間は施錠してほしい。		
	㉕	・ボールが飛び出すことがあるので高いネットを張ってほしい。		
	㉖	・図書館に自習室を作ってほしい。		
	㉗	・小さいこどもも小学生も過ごしやすい図書室としてほしい。		
	㉘	・近年猛暑が続いているので、熱中症対策の観点から室内でも快適で遊べる広めの空間があるとよい。		
	㉙	・熱中症対策の観点から、公園内に日除けやクールダウンできる場所がほしい(ミストは気温を下げる効果があるものの蚊の温床になったりするため避けてほしい)。		
	㉚	・公園の蚊の対策をしてほしい。		
	㉛	・桜は季節を感じられるため引き続き植えてほしい(イチヨウは銀杏が落ちるので、避けてほしい)。		
	㉜	・保育園、幼稚園、小学校の授業終わりに習い事がそのまま同じ建物内できるとよい。そのため、教室の設置を拡大してほしい。		
	㉝	・じゃぶじゃぶ池を使用するのは、夏の期間だけであり、使用することも2～5歳くらいに限られるため、あまりウェイトを置きすぎなくていいのではないかと。千代田区全体でじゃぶじゃぶ池の規模にバランスがとれればいいのではないかと。		

※1 意見内容は原文のまま

※2 現施設に係る保護者・職員の団体が当該団体の会員個人(複数名の在住・在勤者)の意見を集約して提出

和泉小学校・いずみこども園等施設と
和泉公園との一体的整備構想
(案)

令和8年〇月
千代田区

目次

1. はじめに

- 1-1. 整備構想策定の背景・目的
- 1-2. 整備構想の対象
- 1-3. 検討経緯

2. 施設の現況

- 2-1. 各施設の概要
- 2-2. 上位計画等
- 2-3. 公園利用状況調査
- 2-4. 風環境シミュレーション

3. 関係者及び地域の方からのご意見

- 3-1. 関係者及び地域の方の意向把握の概要
- 3-2. 意見のまとめ

4. 整備に向けた課題

- 4-1. 学校等施設の現状課題
- 4-2. 公園の現状課題

5. 一体的整備の考え方

- 5-1. 施設規模の想定
- 5-2. 一体的整備の必要性
- 5-3. 公園の面積・機能と教育環境の両立
- 5-4. 人工地盤校庭パターンによる一体的整備イメージ
- 5-5. 敷地の入れ替え・一体的整備による効果と影響
- 5-6. 都市計画変更の必要性

6. 施設計画の方向性

- 6-1. 全体に係る整備の方向性
- 6-2. 学校等施設に係る整備の方向性
- 6-3. 公園に係る整備の方向性
- 6-4. 概算事業費
- 6-5. 整備スケジュール
- 6-6. 公園閉鎖期間の代替公園の必要性
- 6-7. 旧和泉町ポンプ所跡地の活用

7. 施設の整備イメージ

- 7-1. 整備イメージの考え方
- 7-2. 施設構成の例

8. 今後の検討課題

1

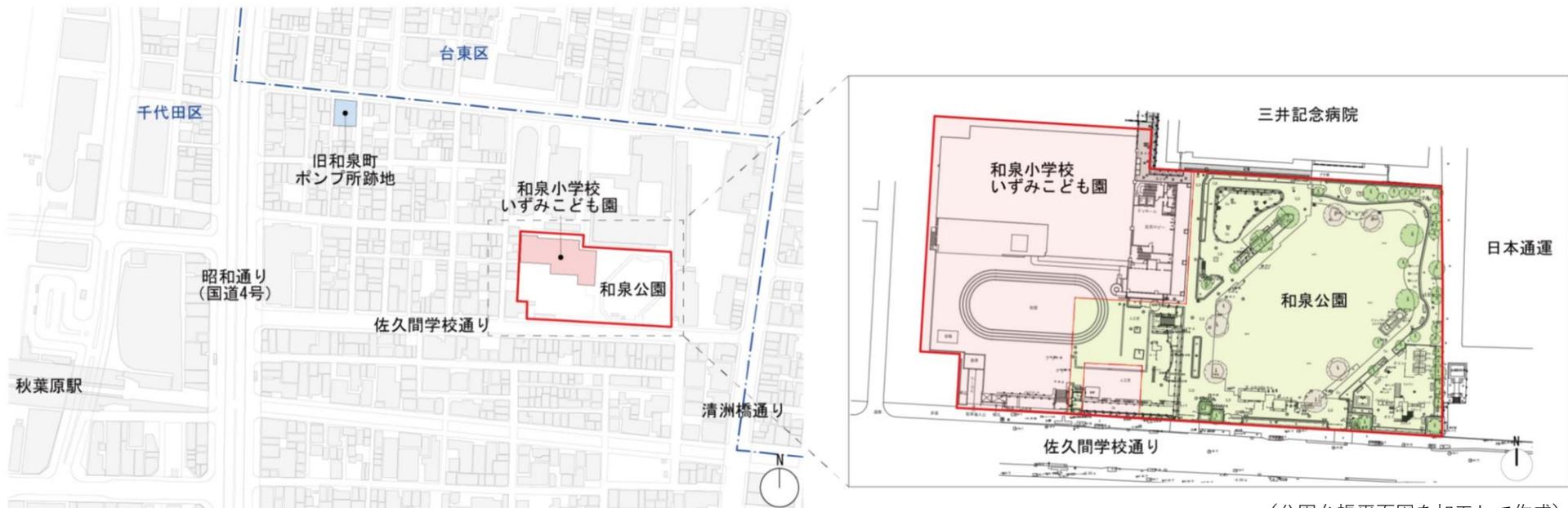
はじめに

1-1. 整備構想策定の背景・目的

- 竣工から38年が経過し、老朽化や施設規模等の課題がある和泉小学校・いずみこども園等施設（和泉小学校、いずみこども園、いずみこどもプラザ及びちよだパークサイドプラザ）については、児童・園児への負担軽減を図る観点等から、現敷地建て替えではなく隣接する区立和泉公園敷地への移転建て替えに向けて取り組んでいます。（公園との敷地交換）
- 令和元年度から検討組織を設けて施設関係者との意見交換を重ね、令和6年度からは公園の視点を検討に加え、公園も含めて全体の機能が向上するよう、完成後の一体的利用も含めた再整備の方向性について地域とともに整理・検討を行ってきました。
- この「和泉小学校・いずみこども園等施設と和泉公園との一体的整備構想（以下、「整備構想」という。）」では、これまでの検討会等での意見や議論を踏まえ、公園と学校等施設の敷地を入れ替え新たな公園と学校等施設を一体的に整備する考え方と今後の方向性を取りまとめています。
- 一体的整備を実現するためには、長期間にわたって多くの関係者が携わりながら、計画、設計、施工といったいくつものステージを乗り越えていくことが必要です。本整備構想に示した内容を常に参照しながら、子どもたちと地域の未来を明るく照らす、学びと遊び、憩いの場を創り出してまいります。

1-2. 整備構想の対象

- 和泉小学校・いずみこども園等施設（和泉小学校、いずみこども園、いずみこどもプラザ及びちよだパークサイドプラザ）並びに和泉公園を整備構想の対象とします。



(この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用(承認番号:7都市基交測第156号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。)

(公園台帳平面図を加工して作成)

【施設の沿革】

- 旧佐久間小学校敷地を利用し、地域に開かれた学校を核とした多目的利用の都市型複合公共施設として昭和62年7月に竣工、9月に開設。
- 平成5年4月には、旧佐久間小学校と旧今川小学校を統合し再配置した「和泉小学校」として開校。
- 平成14年4月には、佐久間幼稚園といずみ保育園からなる幼保一元化施設として「いずみこども園」を新たに開設。
- 現在は、小学校・こども園の他、集会室等の地域利用施設（ちよだパークサイドプラザ）と児童館的機能（いずみこどもプラザ）を有している。

1-3. 検討経緯

- 下表に示すとおり、関係者や地域の方との密な意見交換を重ね、整備構想の検討を深めてきました。

会議体名称	日付	会議概要
■和泉小学校学校運営協議会	平成30年12月19日	・施設の課題共有、仮校舎の整備における課題共有
■和泉小学校・いずみこども園等 施設整備 検討準備会	令和元年12月17日	・施設の現状についての情報共有、和泉公園を利用する可能性の検討
	令和2年2月19日	・施設整備について ・仮校舎建設による現敷地建て替えと和泉公園敷地への新施設の移転建て替えを比較検討
■和泉小学校・いずみこども園等 施設整備 校・園関係者懇談会	令和4年1月17日	・整備を建て替えで進めること ・和泉公園を活用する方向性で検討すること
	令和6年1月26日	・和泉小学校・いずみこども園等の施設整備基本構想素案（たたき台）の確認 ・和泉公園と換地する方針の確認、和泉公園閉鎖時の代替措置の検討
■和泉小学校・いずみこども園等 施設と和泉公園との一体的整備 に向けた検討会	令和6年11月21日	・和泉公園の現況及び課題 ・公園敷地と学校敷地の入れ替え ・施設と公園の配置形態
	令和7年3月27日	・和泉公園利用状況調査、風環境のシミュレーション結果概要 ・検討会、個別ヒアリング、オープンハウス型地域説明会等での意見とその対応 ・施設と公園の配置形態
	令和7年9月19日	・人工地盤校庭パターンについての制度的・技術的・機能的整理 ・人工地盤校庭パターンにおける施設と公園の計画 ・整備構想（骨子案）
■オープンハウス型地域説明会	令和7年2月7日・8日	・公園敷地と学校敷地の入れ替え ・地表面兼用パターンによる施設と公園の計画イメージ
	令和7年10月19日・20日	・敷地の入れ替え効果・一体的整備・都市計画変更等 ・人工地盤校庭パターンにおける施設と公園の計画イメージ



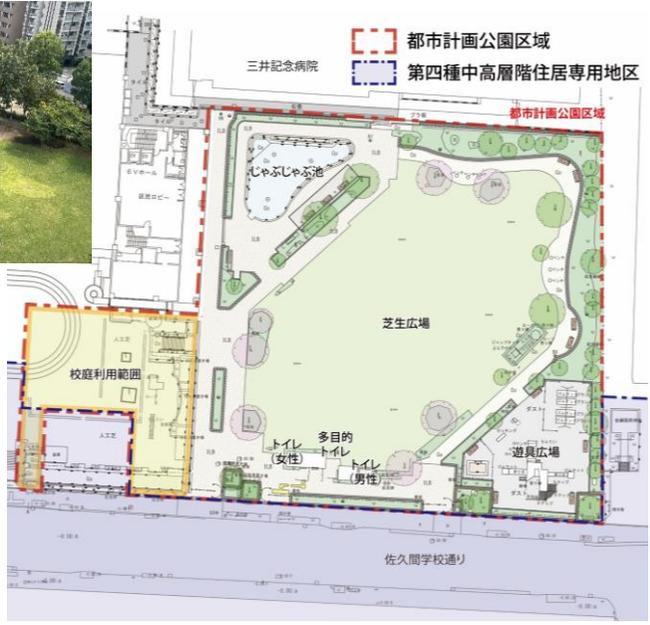
その他、地域団体への個別ヒアリング、和泉小学校児童へのアンケートを実施

2

施設の現況

2-1. 各施設の概要

- 和泉小学校・いずみこども園等施設と和泉公園の概要は下表の通りです。

	和泉小学校・いずみこども園等施設	和泉公園 (都市計画公園、街区公園)																								
所在	神田和泉町1番地	神田和泉町1番地300																								
地域 地区等	商業地域、容積率500%（南側一部600%）、建ぺい率80% 第四種中高層階住居専用地区※ ¹ （南側一部）、防火地域、日影規制なし、千代田区駐車場整備地区※ ²																									
敷地 面積等	3,963.06㎡ うち校庭面積 小学校：約1,207㎡ こども園：約218㎡	4,607.71㎡ 但し、その一部（約600㎡）は校庭としても使えるよう整備され、学校の教育活動がある日に校庭として使われているため、実際に公園としていつでも有効に利用できる範囲は約4,000㎡																								
施設等	 <p>現在の和泉小学校等施設の構成</p> <table border="1"> <tr> <td>7階</td> <td>多目的ホール</td> <td>ちよだパークサイドプラザ</td> </tr> <tr> <td>6階</td> <td></td> <td>いずみこどもプラザ</td> </tr> <tr> <td>5階</td> <td>和泉小学校</td> <td>子育てひろば 区民図書室</td> </tr> <tr> <td>4階</td> <td colspan="2">和泉小学校</td> </tr> <tr> <td>3階</td> <td colspan="2">和泉小学校</td> </tr> <tr> <td>2階</td> <td>和泉小学校</td> <td>いずみこども園</td> </tr> <tr> <td>1階</td> <td>いずみこども園</td> <td>パークサイドプラザ受付</td> </tr> <tr> <td>地下1階</td> <td>機械室・防災備蓄倉庫</td> <td>プール</td> </tr> </table> <p>校庭</p> <ul style="list-style-type: none"> 鉄骨鉄筋コンクリート造、地上8階・地下1階 延床面積：11,454.9㎡ 昭和62年竣工 	7階	多目的ホール	ちよだパークサイドプラザ	6階		いずみこどもプラザ	5階	和泉小学校	子育てひろば 区民図書室	4階	和泉小学校		3階	和泉小学校		2階	和泉小学校	いずみこども園	1階	いずみこども園	パークサイドプラザ受付	地下1階	機械室・防災備蓄倉庫	プール	  <ul style="list-style-type: none"> 健康器具 スプリング遊具 ブランコ 砂場 鉄棒・滑り台等を兼ねた複合遊具 トイレ レンタサイクルポート <p>都市計画公園区域 第四種中高層階住居専用地区</p> <p>三井記念病院 じゃぶじゃぶ池 芝生広場 遊具広場 多目的トイレ トイレ(女性) 男性 校庭利用範囲 佐久間学校通り</p>
7階	多目的ホール	ちよだパークサイドプラザ																								
6階		いずみこどもプラザ																								
5階	和泉小学校	子育てひろば 区民図書室																								
4階	和泉小学校																									
3階	和泉小学校																									
2階	和泉小学校	いずみこども園																								
1階	いずみこども園	パークサイドプラザ受付																								
地下1階	機械室・防災備蓄倉庫	プール																								

※¹ 第四種中高層階住居専用地区：6階以上の部分を住宅等の用途にするよう制限される地区です。ただし、学校などの教育施設には適用されません。

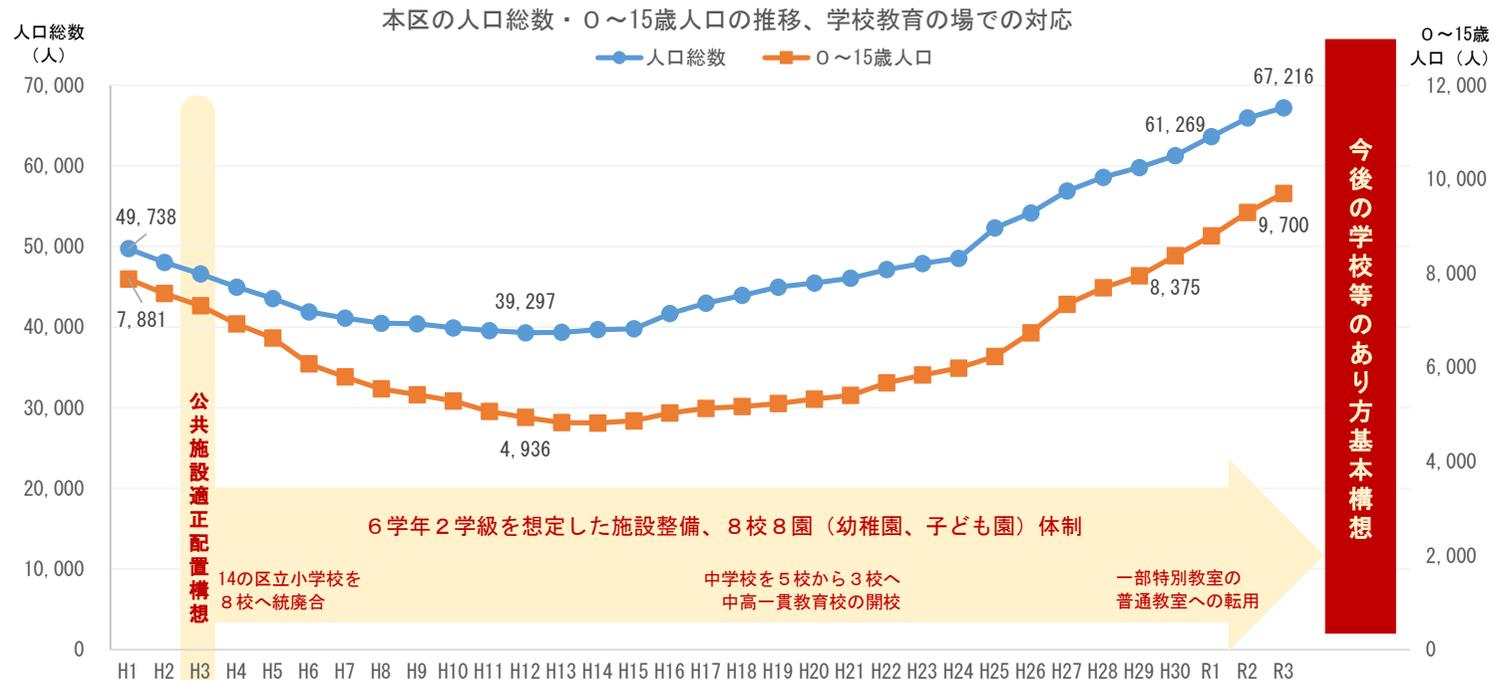
※² 千代田区駐車場整備地区：都条例により、建築物の規模・用途に応じた駐車場附置義務が生じます。

2-2. 上位計画等

(1) 今後の学校等のあり方基本構想（令和5年6月策定）

- 区では、児童・生徒数の増加状況が続く中、子どもの健やかな育ちをまち全体で支援し一人ひとりの可能性を最大限に伸ばしていくための「今後の学校等のあり方」について、基本構想をまとめています。

今後の学校等のあり方基本構想（令和5年6月策定）より抜粋



◆各学校の教室数・併設している施設の状況等

- 今後も児童数の増加が想定される小学校では、併設施設の外部移転や特別教室の改修等によって普通教室を確保するための検討を行っています。
- また、学校施設等の老朽化や劣化状況等を踏まえ、順次、建て替え又は改修工事を行っており、和泉小学校や番町小学校では建て替えを計画しています。

◆よりよい教育環境の整備

- 学校設置基準等に基づき、子どもたちにとって、よりよい学びや運動等を実現するための教育環境を整備するため、諸室や校庭等のより効果的な活用可能性を検討していくことが重要です。

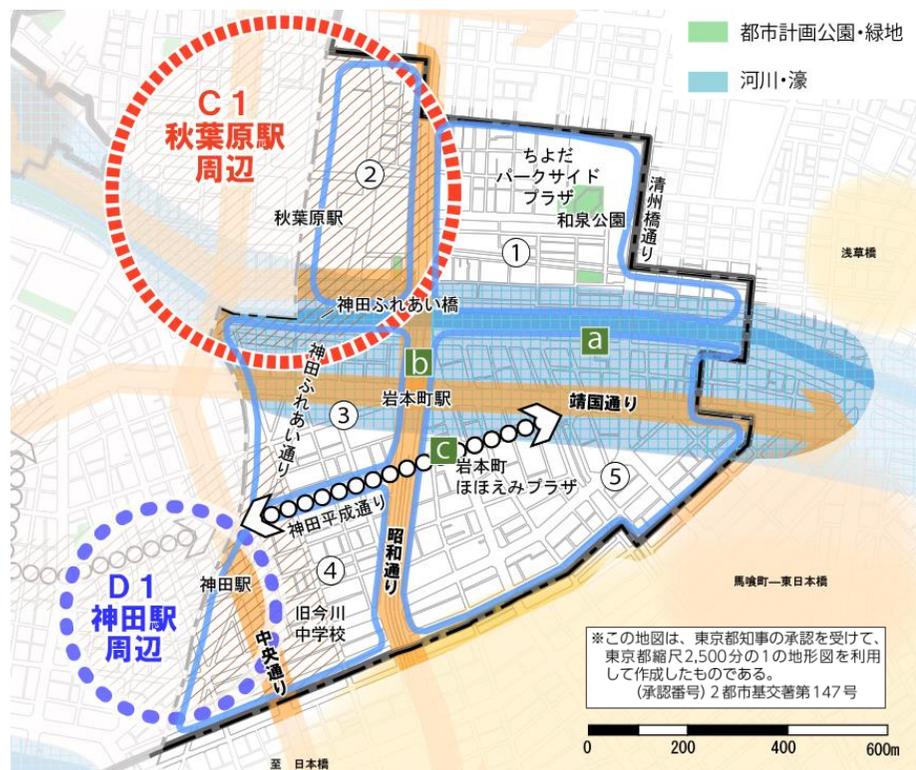
【具体的な取組案】

公園と隣接している学校について、校庭と公園の一体的な利用の可能性を検討する。学校に隣接する区有地や民有地の活用について検討する。

(2) 千代田区都市計画マスタープラン（令和3年5月改定）

- ・ 緑の潤いを感じる空間の確保、和泉公園やちよだパークサイドプラザを地域のコミュニティ、防災などの核として活かすことが掲げられています。

千代田区都市計画マスタープラン（令和3年5月改定）より抜粋



都市骨格軸	拠点	
環境創造軸	都心千代田の象徴的拠点	戦略的先導地域
都市機能連携軸	国際ビジネス・文化交流拠点	
エリア回遊軸	高度機能創造・連携拠点	
	まちの魅力再生・創造拠点	

和泉橋地域のまちづくりの方針図

これからのまちづくりー注視すべき人とまち、社会の変化

- ・ ファミリー層、子ども層を中心とした、区内で最大の定住人口の増加率
- ・ かつての間屋街の界索性やコミュニティのつながりの希薄化
- ・ 中小建物の老朽化が進行
- ・ 首都直下地震、荒川氾濫や集中豪雨などによる被害拡大の懸念

地区別方針 地区①

地区 ① 神田和泉町、神田佐久間町二・三・四丁目、神田佐久間河岸、東神田三丁目、神田平河町

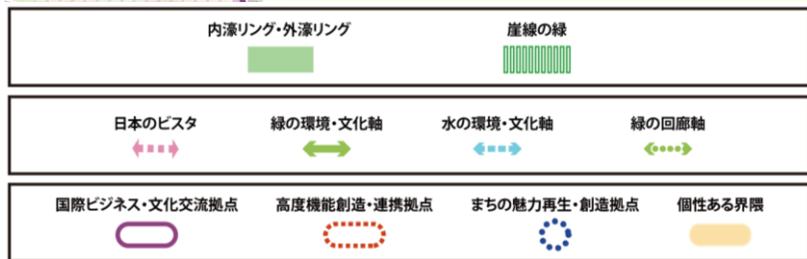
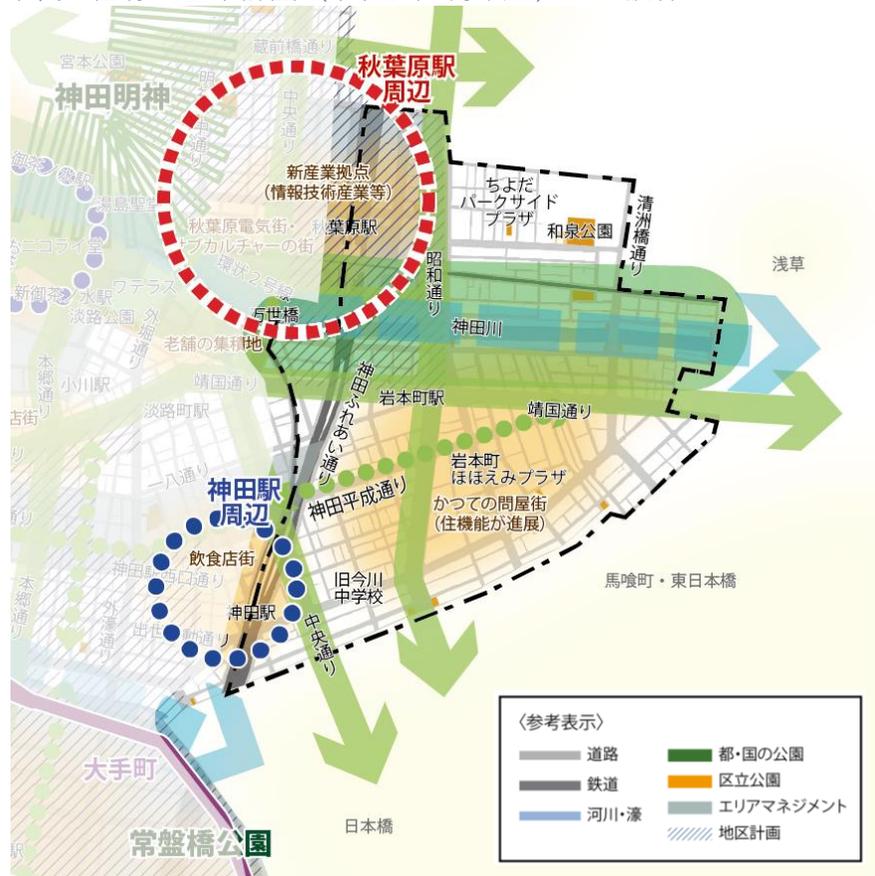
中層・中高層の複合市街地として、和泉公園や公共施設のゆとりと潤いを活かし、住宅と商業・業務施設が調和する、災害に強いまちをつくります。

- 多様な住まい方を選択できる住宅の整備や良好な街並みの形成、安全で歩きやすい歩行空間や緑の潤いを感じる空間の確保を進めていきます。
- 和泉公園周辺や清洲橋通り沿道などの立地を活かして、日常生活の利便性を高める店舗や、平日夜間・休日の生活を豊かにする機能の充実を促進します。
- 和泉公園やちよだパークサイドプラザを地域のゆとり、潤い、コミュニティ、防災などの核として活かしていきます。
- 首都直下地震に加え、荒川の氾濫や集中豪雨による浸水などに対する防災性の向上のため、災害時の安全性確保や被害軽減を図る建て替え、豊かな道路空間の創出を進めます。
- 神田川両岸沿いの一体的な水辺空間のデザインのもと、中高層を基本として連続する協調的な開発を進め、まちに活気と安らぎを感じさせる心地よい空間を広げていきます。
- 秋葉原駅とまちをつなぐバリアフリールート確保を進めます。

(3) 千代田区緑の基本計画（令和3年7月改定）

- ・ 緑地における雨水貯留・浸透機能の整備、増加するファミリー層や子どもが気軽に使えるよう緑地を有効活用することが掲げられています。

千代田区緑の基本計画（令和3年7月改定）より抜粋



和泉橋地域 緑の取組方針図

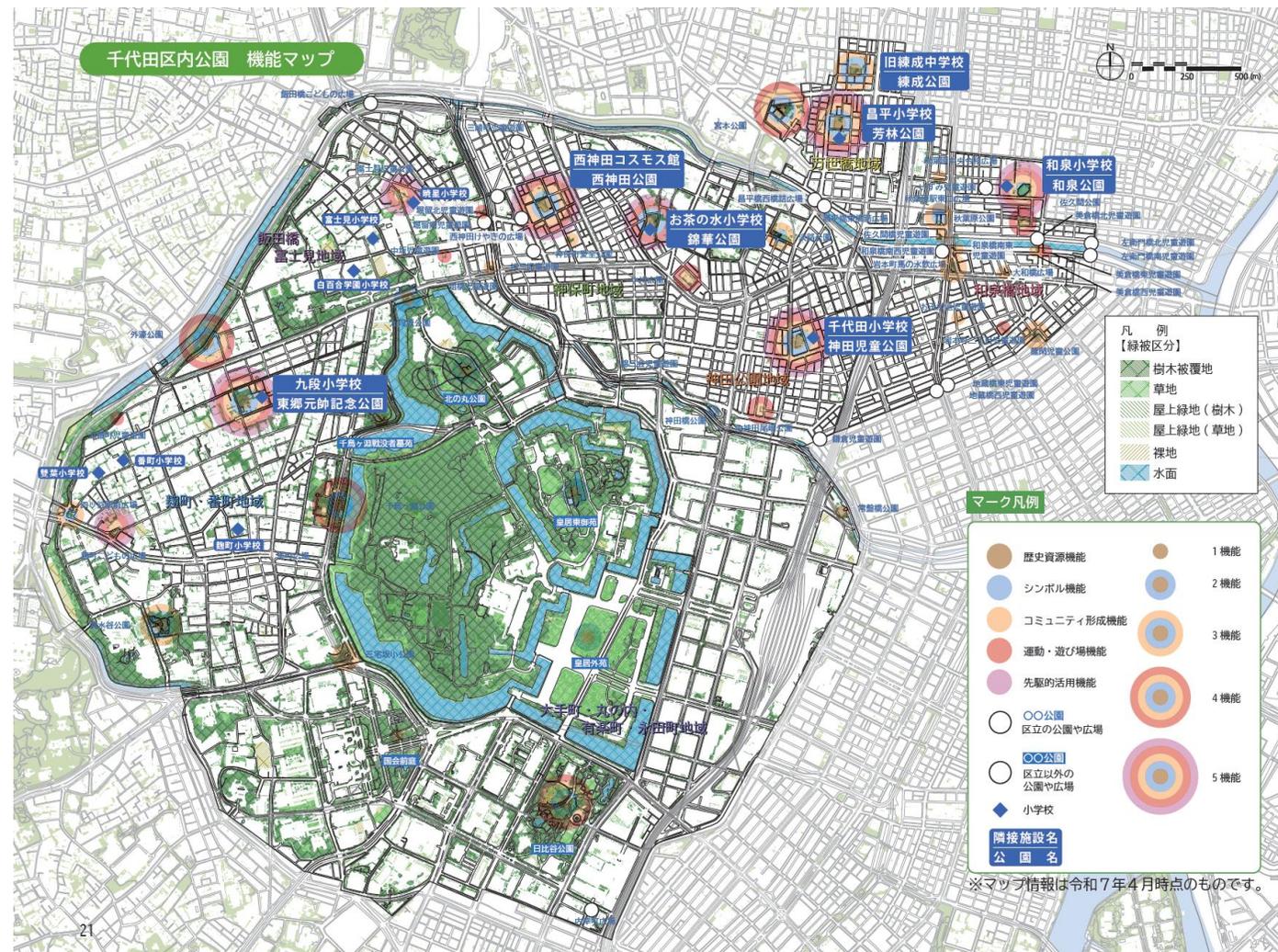
本地域のまちづくりを加速させる緑の取組方針

1. 歴史をつなぐ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 神田川の水質改善や河川空間周辺の緑化等を通じて、本区を包む外濠リングの質を高め、また周辺区へと緑をつなげていきます。
2. 空間をつなぐ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 神田川における舟運活用も見据えながら、水辺の歩行空間の整備、橋を活かした河川への眺望確保等を進めます。 ・ 本地域の骨格である神田川沿いと靖国通り沿道において、水辺とのつながりを意識して、建築物のデザイン等を促進するとともに、空地の確保、重点的な緑化によって、潤いを感じられる空間のつながりを創出します。
3. 安心をつなぐ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 荒川・神田川の外水氾濫が発生した場合、本地域の大部分で浸水被害が懸念されるため、緑地において雨水貯留・浸透機能の整備を進めます。
4. 人とまちの縁をつなぐ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 問屋街としての昔ながらの生業や人の交流を生み、ものづくりやアートの活動の場となるよう、また増加するファミリー層や子どもが気軽に使えるよう、限られた緑地を有効に活用していきます。
5. 未来につなぐ	<ul style="list-style-type: none"> ・ アダプト団体をはじめ、地域に住み、働き、滞在する多様な人が関わる地域の緑の維持管理を推進します。
6. 緑とのつながりを創造する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長く地域に暮らす人と新たに住み始めた人、クリエイティブに活動する人など、様々な人々が集まり、緑に関する活動に関わりながら、新たな文化やコミュニティを育むような機会の充実を図ります。

(4) 千代田区公園づくり基本方針 (令和7年3月改定)

- ・ 和泉公園 (4,600㎡) は、面積が500㎡未満の公園が多い和泉橋地域において、地域の核となる公園であり、多くの機能 (シンボル、運動・遊び場、先駆的活用、歴史資源、コミュニティ形成) を拡充していくことが期待されています。
- ・ また、公園と施設の敷地交換による一体的整備、公園と校庭の共用を視野に入れた整備、運用を検討することが掲げられています。

千代田区公園づくり基本方針 (令和7年3月改定) より抜粋



公園をよりよくするための4つの視点

視点1 多様化する区民ニーズの実現

- ・ 遊具の種類や数、ボール遊びや花火などのニーズがあります。
- ・ 祭事などイベント利用のニーズがあります。
- ・ 多様な区民ニーズを捉えながら、柔軟な運用に向けた公園づくりが重要です。

視点2 ポテンシャルの有効活用

- ・ 江戸の文化と近代の機能が融合し、都心の風格と心地よい環境を継承しています。
- ・ 魅力ある公園を将来に引き継ぐため、伝統文化の発信に加え、環境の保全に配慮した整備が重要です。
- ・ 利用者が場所や時間によって変化すること、昼間人口比率が高いことを踏まえた公園づくりが重要です。

視点3 すべての人が使いやすい公園

- ・ 少子高齢化や多国籍化が進む中、千代田区の人口は増加しています。
- ・ 遊具の種類や数について「満足」を増やせる余地があります。
- ・ 高齢者や障がい者が使いやすい公園への改善が必要です。

視点4 様々な主体との連携

- ・ 地域住民、民間企業などとの緊密な連携が公園づくりの重要なテーマとなっています。
- ・ 地域住民と使い方を話し合い、安全で快適な公園づくりを推進することが重要です。
- ・ 一人あたりの公園面積が少ないため、公開空地などとの連携が重要です。

千代田区内公園 機能マップ

千代田区公園づくり基本方針（令和7年3月改定）より抜粋

基本理念

千代田区の歴史を継承し 次世代を育む 居心地よいコモンスペースを目指して

方針と施策

公園をより良くするための4つの視点

視点1 多様化する区民ニーズの実現

視点2 ポテンシャルの有効活用

視点3 すべての人が使いやすい公園

視点4 様々な主体との連携

方針と施策

- 方針1 区民のニーズに寄り添った公園づくり
- 施策1-1 みんなでつくる公園
 - 施策1-2 公園の基本的なサービスの向上
 - 施策1-3 公園でできることを増やす
 - 施策1-4 各公園で機能を分ける

- 方針2 区の特徴をいかした公園づくり
- 施策2-1 地域の歴史をいかし愛着を感じる場所
 - 施策2-2 緑をいかしたうおいある公園づくり
 - 施策2-3 時間帯・場所ごとに楽しめる公園

- 方針3 子育て世帯・高齢者・障がい者が利用しやすい公園づくり
- 施策3-1 利用しやすい空間づくり
 - 施策3-2 柔軟なルールづくり
 - 施策3-3 道路空間の公園的な活用
 - 施策3-4 デジタル技術を上手に使う

- 方針4 様々な主体による公園づくり
- 施策4-1 みんなで育む公園
 - 施策4-2 公園と隣接施設の一体的な利活用
 - 施策4-3 開発との連携
 - 施策4-4 民間企業のノウハウの活用

基本理念

千代田の歴史を継承し 次世代を育む 居心地よいコモンスペースを目指して

公園づくりの進め方－今後の取組

和泉公園 整備予定 手法1 ハード 整備

該当する施策		拡充する機能	
施策1-1	施策1-2	シンボル機能	運動・遊び場機能
施策1-3	施策1-4	先駆的活用機能	歴史資源機能
施策2-2	施策2-3	コミュニティ形成機能	
施策3-1	施策3-2		
施策3-4	施策4-1		
施策4-2	施策4-3	施策4-4	

- ・隣接する小学校等施設の建替えを機に公園整備に取り組みます。
- ・公園と施設の敷地交換による一体的整備を進めます。
- ・子どもの遊びや地域活動、災害時の拠点などニーズに寄り添った整備をします。
- ・公園と校庭の共用を視野に入れた整備、運用を検討します。



2-3. 公園利用状況調査

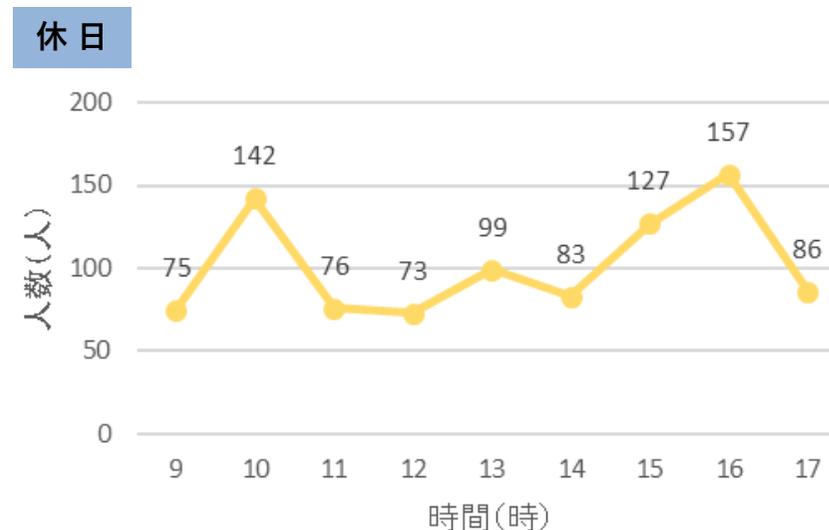
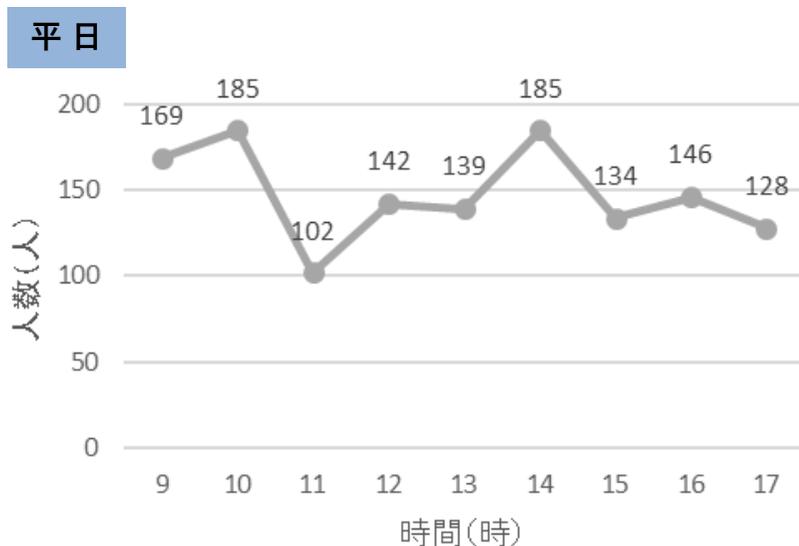
- 利用者による多様な活動の創出につながる効果的な空間整備に向け、現在の公園利用状況を調査しました。
- 公園の利用者数、滞留行動や利用動線等の使われ方は以下の通りです。

(1) 利用者カウント調査

調査方法	公園出入口において利用者数をカウントし、時間帯別利用者数・利用者年齢構成・利用目的を集計
調査日	平日：令和4年10月12日（水） / 休日：令和4年10月8日（土）

時間帯別利用者数

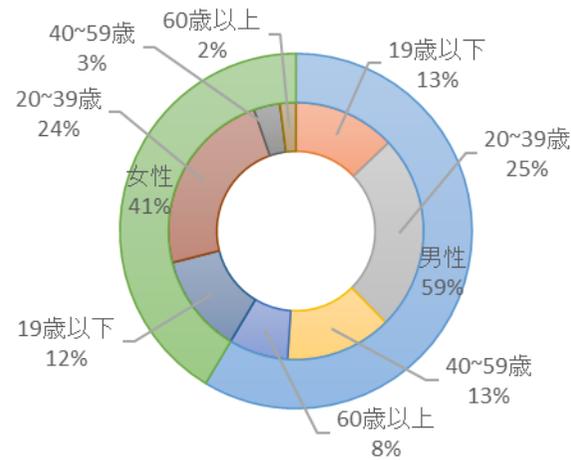
- 公園の通り抜け利用者が含まれるため、平日の方が、休日よりも利用者が多い傾向にあり、10時台と14時台が利用者のピークとなっています。
- 休日は、公園の利用・滞在が多く、ピークとなる16時台は平日と比較して利用者数が多くなっています。



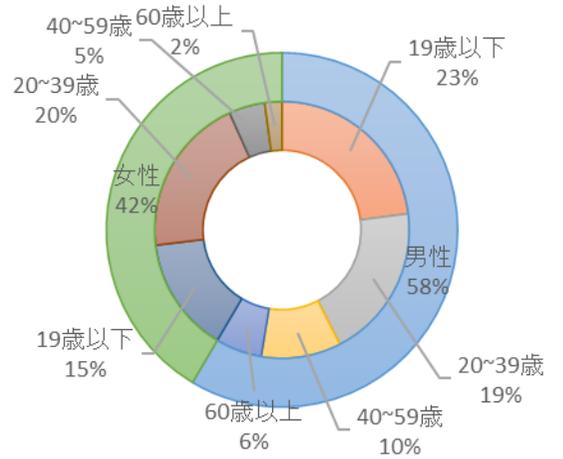
年齢・性別構成

- 平日は、男性・女性ともに20～39歳が特に多く、子ども連れの利用だけでなく、通り抜け等のための周囲の住民・ビジネスパーソンによる利用者が多くなっていると考えられます。
- 休日は、19歳以下及び20～39歳が多く、子ども連れ等の利用が多いと考えられます。

平日



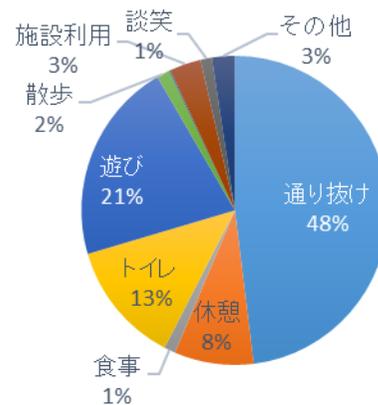
休日



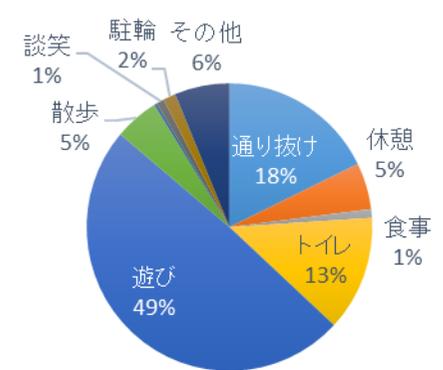
利用目的

- 平日は通り抜けが、休日は遊びが最も多く、都心に位置する公園として特徴的な利用状況となっています。

平日



休日



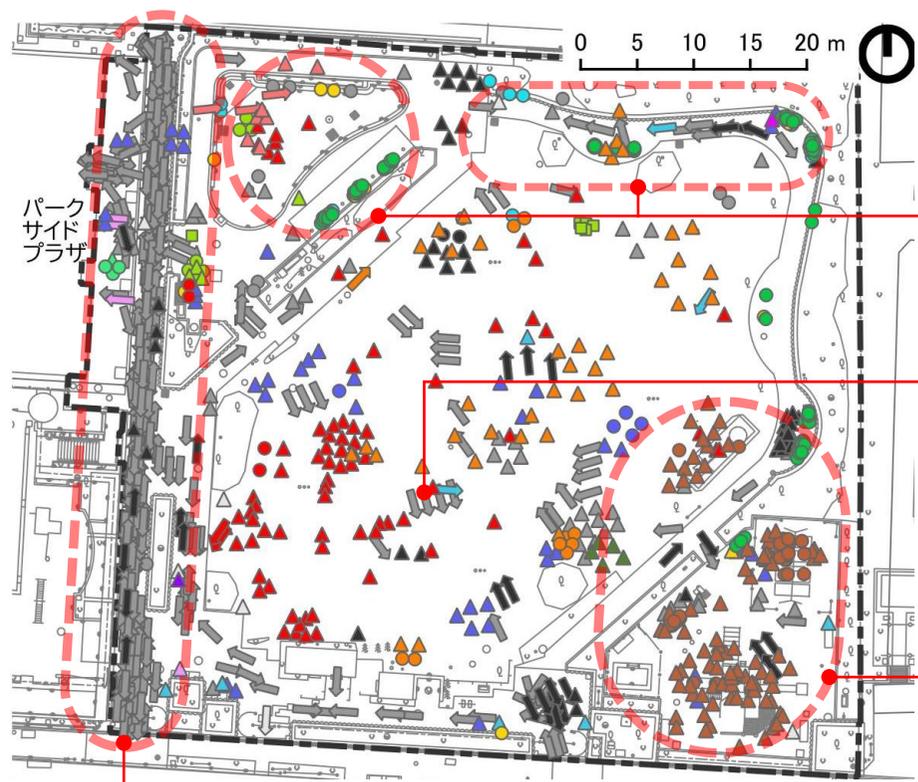
(2) アクティビティマッピング調査

調査方法	滞留行動（休憩・飲食・会話等）と地点を地図に記入し、芝生広場・ベンチ・遊具廻り等の空間特性や活動が生まれるポテンシャルを分析
調査日	平日：令和6年11月25日（月）、令和7年10月30日（木） 休日：令和6年11月24日（日）、令和7年11月2日（日）

平日

凡例

- 形
- 座る
 - △ 立ち
 - ⇒ 歩行・移動
 - その他
- 色
- 遊具で遊ぶ
 - 広場で遊ぶ
 - じゃぶじゃぶ池で遊ぶ
 - 運動
 - 広場でくつろぐ
 - ベンチでくつろぐ
 - 飲食
 - スマホ操作
 - パソコン操作
 - 写真・動画撮影
 - ゲームで遊ぶ
 - 読書
 - 待ち合わせ
 - 会話
 - 散歩・周遊
 - 自転車乗り降り
 - 公園清掃
 - 特筆なし



西側通路は、パークサイドプラザへの往来や南北の通過がほとんどとなっています

(公園台帳平面図を加工して作成)

ベンチやじゃぶじゃぶ池の周りは、くつろいだり、ランチタイムの飲食などの利用も見られます



ベンチで会話・ランチ

芝生広場は、児童のボール遊びや、大人がくつろいでいる場面も見られます



広場でくつろぐ

遊具周りは、「遊具で遊ぶ」がほとんどを占めています

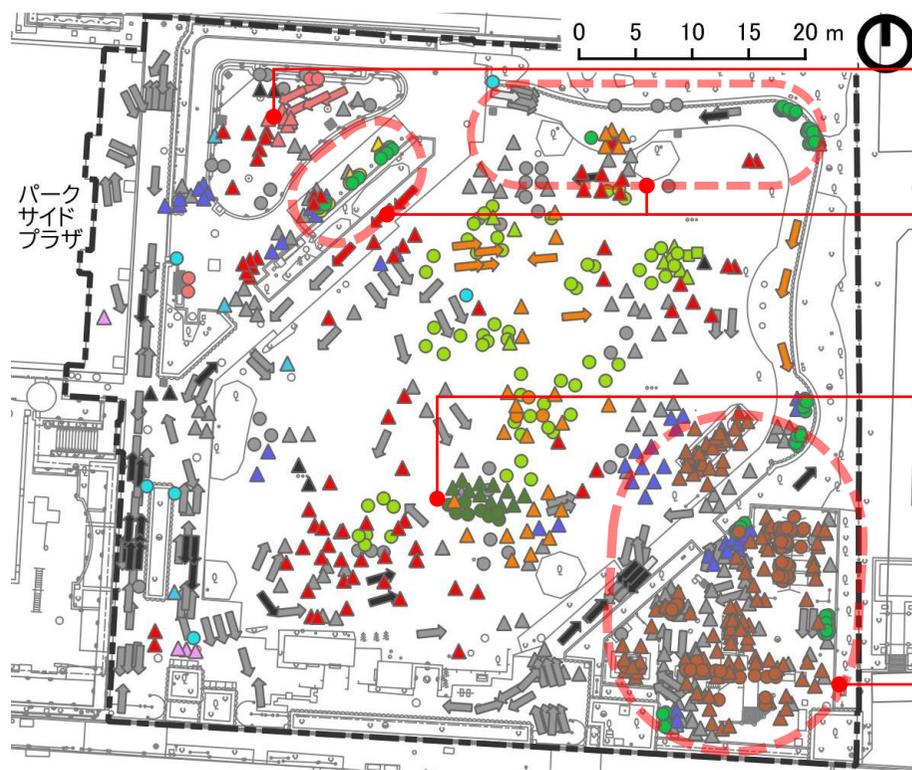


近隣保育園の散歩

休日

凡例

- 形**
 ○ 座る
 △ 立ち
 ⇨ 歩行・移動
 □ その他
- 色**
 ■ 遊具で遊ぶ
 ■ 広場で遊ぶ
 ■ じゃぶじゃぶ池で遊ぶ
 ■ 運動
 ■ 広場でくつろぐ
 ■ ベンチでくつろぐ
 ■ 飲食
 ■ スマホ操作
 ■ パソコン操作
 ■ 写真・動画撮影
 ■ ゲームで遊ぶ
 ■ 読書
 ■ 待ち合わせ
 ■ 会話
 ■ 散歩・周遊
 ■ 自転車乗り降り
 ■ 公園清掃
 ■ 特筆なし



じゃぶじゃぶ池の周りでも遊んでいる利用者が見られます

ベンチなどの隅で佇める場所で、くつろいだり、スマホ操作などの滞留が見られます

芝生広場は「広場でくつろぐ」「広場で遊ぶ」など、多様なアクティビティが見られます

遊具周りは、「遊具で遊ぶ」がほとんどを占めています



じゃぶじゃぶ池で遊ぶ



広場でくつろぐ

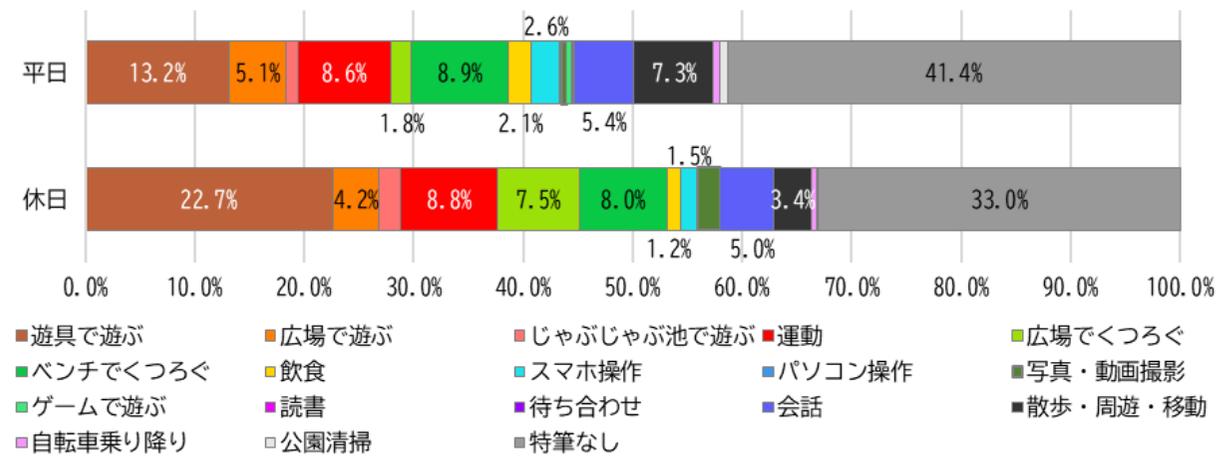


遊具で遊ぶ

(公園台帳平面図を加工して作成)

平日と休日の比較

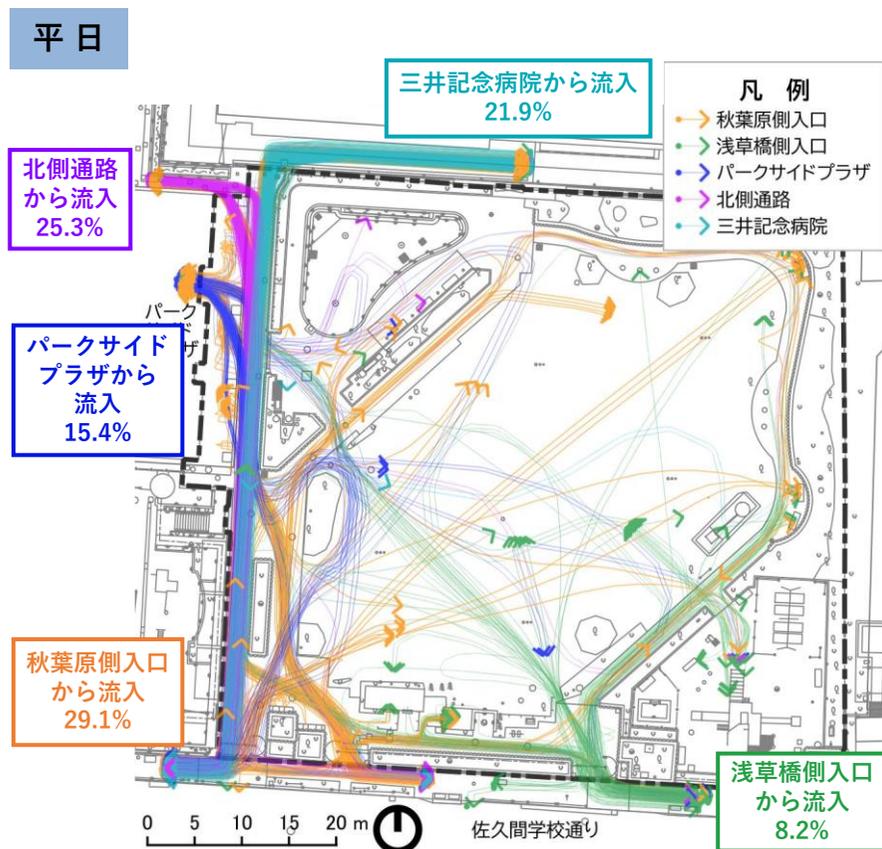
- 平日は、西側の園路を通過する人が多く、「特筆なし」が多くなっています。
- 休日も「特筆なし」が多いですが、「遊具で遊ぶ」も2割を超えています。



(3) 利用者動線調査

調査方法	通り抜け等の歩行者動線の傾向から、公園のレイアウトの特性や周囲の敷地との関わりや強さを分析
調査日	平日：令和6年11月25日（月）、令和7年10月30日（木） 休日：令和6年11月24日（日）、令和7年11月2日（日）

- 平日・休日ともに秋葉原側入口からの流入が最も多く、パークサイドプラザ・北側通路・三井記念病院（平日のみ）への通過が多い傾向にあります。
- 浅草橋側入口から流入については、休日、平日ともに広場や遊具等の利用のための流入が多く見られます。



(公園台帳平面図を加工して作成)

(4) 公園の利用状況のまとめ

全体的な傾向

- 平日・休日ともに利用者数が多く、特に平日は朝（10時頃まで）と昼過ぎ（14時頃）、休日は夕方（15,16時頃）の利用が多くなっています。

利用者属性

- 平日は子ども連れだけではなくビジネスパーソンの利用も見られ、休日は子ども連れによる利用が多くなっています。

アクティビティ

- 遊具やじゃぶじゃぶ池の利用、ベンチでの滞留に加え、中央の芝生広場でもくつろぎや運動など、多様な利用が見られることが和泉公園の大きな特徴となっています。
- 平日は西側園路を南北往来する利用が多く、休日は遊具等で遊ぶ利用が多くなる傾向にあります。

動線

- 利用者が訪れる方面は、秋葉原側入口からが最も多くなっています。
- 秋葉原側入口からの利用者は、パークサイドプラザ・北側通路・三井記念病院への往来が多く、南北の通り抜けを目的とした利用も多くなっています。

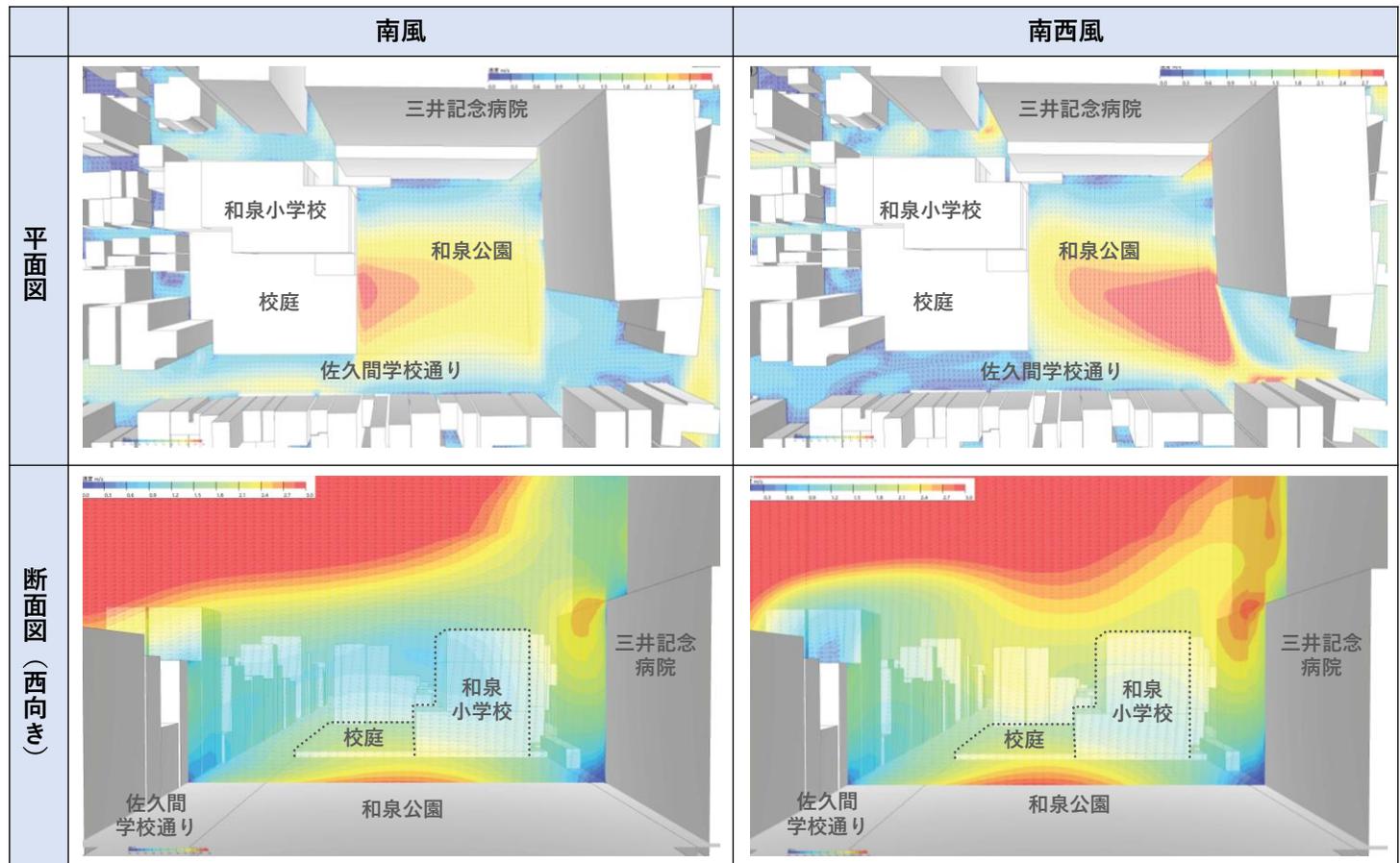
2-4. 風環境シミュレーション

強風による滞在快適性の低下

- 敷地内及び周辺の建物の3Dモデルを用いたシミュレーションの結果、現状の建物及び公園の配置では、南～南西からの風が北側に位置する三井記念病院の壁面にあたり、その吹きおろしにより、公園内に強風が発生するエリアが生じています。

現況の建物配置における風環境シミュレーション

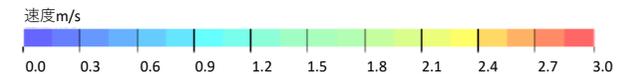
敷地を上空から見た図に地表面 + 1 mの高さに吹く風の強さを色で示しています。



公園の風環境 (地域の方からの声)

- 風があるときにビル風が強くなり、ほこりや土が舞い上がり痛いくらいになる。風が強い時には子どもを連れて行きにくい。
- 強風で納涼会のテントが建てられなかった。
- 少しでも風が弱くなると施設配置だと良い。

敷地を上空から見た図に地表面 + 1 mの高さに吹く風の強さを色 (青色→赤色、弱風→強風) で表示

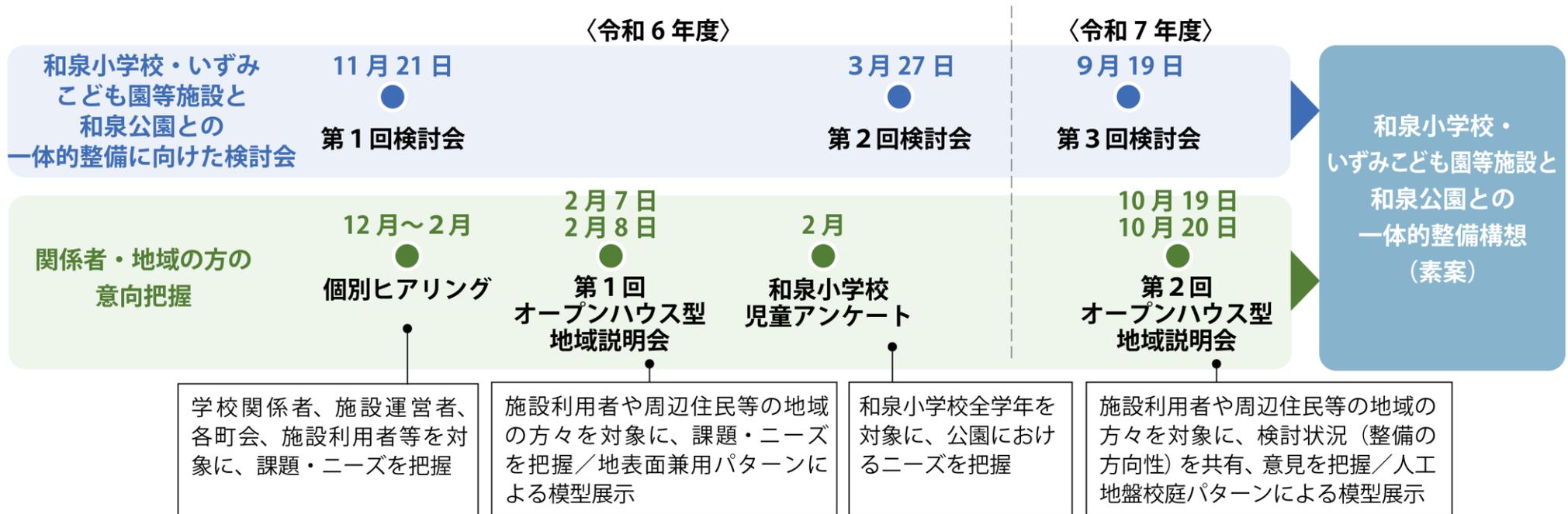


3

関係者及び地域の方からのご意見

3-1. 関係者及び地域の方の意向把握の概要

- ヒアリングやアンケート、検討会（学校や園などの施設関係者、地域関係者、隣接関係者等で構成）、オープンハウス型地域説明会等を通じて、関係者及び地域の方と意見交換しながら検討を進めてきました。



第1回オープンハウス型地域説明会



第2回検討会



第3回検討会



第2回オープンハウス型地域説明会

3-2. 意見のまとめ

- ヒアリングやアンケート、検討会、地域説明会等で得られた意見の概要を整理します。

学校等施設と公園敷地の入れ替えについて

児童・園児の負担が少なく、全体機能が向上するのであれば進めた方がよい

- ・仮施設を設けずに学校等が整備でき、児童・園児の負担が少ないので進めた方がよい。
- ・公園も含めた全体の機能が向上するのであれば、進めてもよい。
- ・公園が長期間使用できないため、代替スペースは十分考慮してほしい。
- ・学校等施設、公園の隣接敷地の住民やテナントへの配慮が必要。

学校等施設と公園の一体的整備について

イベント時などに広く使えるとよい。運用の工夫やセキュリティの確保は必要

- ・納涼大会で利用している。イベント時など広く使えるとよい。
- ・校庭面積は広く確保できるとよい。
- ・現状の各施設の利用状況を踏まえて、運用の工夫やセキュリティの確保を十分検討する必要がある。

周辺施設も含めた利便性、セキュリティ、風環境を考慮した配置・形態してほしい

- ・隣接する病院への配慮（入院棟からの見え方、騒音、佐久間学校通りから病院への動線の確保等）。
- ・風が少しでも軽減される配置・形態が望ましい。
- ・できるだけ日陰が多くなる配置・形態が望ましい。
- ・学校等施設のセキュリティを考慮（校庭と公園のレベル差を設ける、仕切り方の工夫など）。
- ・小学校、こども園、区民施設、それぞれの動線は安全性、利便性の観点から検討が必要。

学校等施設について

子どもに開かれた機能を核に、地域の多世代交流、防災の拠点としての機能を確保したい

- ・小学生と園児が日常的に顔を合わせる環境、子どもに開かれた施設・機能が集約した環境は維持したい。
- ・児童、園児が交流・連携しやすい形態などが検討できるとよい。
- ・0～18歳の子どもたちが使いやすい施設にしてほしい。
- ・世代間交流が深まるような多世代交流の場となるとよい。
- ・地区の防災拠点として、災害時の利用や対策、備蓄倉庫の位置なども十分に検討が必要。

将来的な利用者数も踏まえたスペースを確保したい

- ・児童、園児の増加、必要な職員数に対応できる施設計画としたい。
- ・将来的に児童数が減少した際も多目的に使えるような利用を想定してほしい。

校庭は、現状の利用が継続でき、より機能向上できる規模を確保したい

- ・現在の平日の日中・放課後、休日の利用は継続できるような形状や運用してほしい。
- ・直線で50mトラックが確保できない状況は望ましくない。
- ・暑い日でも活動できるよう日陰をつくってほしい。

施設の機能配置等に関するその他意見

- ・児童、園児の上下移動など動線は、負担をできる限り軽減したい。
- ・人工地盤下の空間は採光が確保できる工夫をしてほしい。
- ・人工地盤下は公園に近いこともあり、公園や地域に関する倉庫、区民図書室等の公園利用者と相性の良い機能があるとよい。
- ・施設利用者の自転車置き場（屋根付きが望ましい）は必要。

公園について

多様な利用状況やニーズを踏まえた機能が検討できるとよい

- 多様な人に利用されており、すべての人が使いやすいものになると良い。
- 遊具やじゃぶじゃぶ池、トイレなどの既存機能は、動線など安全性に配慮しつつ継続してあるとよい。特にじゃぶじゃぶ池は新公園にも整備してほしい。
- ポール遊びはできるとよいが、病院利用者など安全性への配慮は十分に必要。
- 小学校の児童からは身体を動かして遊ぶ活動に対するニーズが多い。
- 整備後も南北の通り抜け動線を確保してほしい。
- カフェや図書館など地域利用できる機能が併設されるとよい。

風環境の改善や暑さ対策が必要

- 風環境が改善されるとよい。暑さへの対策は検討してほしい。

災害時の公園利用も想定した設備や計画としたい

- 災害時の緊急医療救護所、トリアージ空間としての利用を想定し、災害対策用井戸、防災備蓄倉庫、屋根付きスペースを設ける等を検討してほしい。

公園の緑や設えと隣接敷地への配慮

- 既存樹の移植など、新公園も樹木や自然が多い環境にしてほしい。
- 人工地盤案でも、公園部分については自然感が必要である。
- 安全面から公園内に死角が無いようにしてほしい。
- 樹木や遊具、トイレなどの配置は隣接敷地への影響も考慮してほしい。

工事期間中の配慮について

公園の代替措置（じゃぶじゃぶ池など）、敷地内動線の確保

- 公園を使えない期間が長いため、公園閉鎖期間の遊び場や地域行事の場としての公園機能の代替措置を十分に検討してほしい。
- 特にじゃぶじゃぶ池は利用率も高く、小さい子どもがいると重要である。
- 佐久間学校通り～病院へのアプローチは、工事期間中も確保してほしい。

旧和泉町ポンプ所跡地について

子どもや地域住民の利用空間の多機能化に資する活用ができるとよい

- 子どもや地域住民の利用空間の多機能化として、コワーキングスペースや音のなる活動や練習など、屋内活動の充実に資する機能を導入することもあるのではないかな。

導入機能は、学校等施設や公園との連携や住み分けを意識した検討が必要

- 地域で利用する多世代交流や図書館などの機能は、学校等施設や公園の近くにあることが望ましい。
- 旧和泉町ポンプ所跡地は区境付近であり、地域利用にはやや不便。特定のニーズやターゲットに対応した機能が良いのではないかな。

工事期間中は、代替公園としての活用も検討してほしい

- 子どもたちが遊べる場になれば、周辺の保育園にとっても良いのでは。
- 代替公園にする場合、周囲へのフェンス設置などセキュリティも検討してほしい。

登下校時の安全性の確保、騒音などへの配慮

- 登下校（特に下校時）の安全策を検討してほしい。
- 子どもたち、近隣住民に対して、工事中における騒音や粉塵等の対策の徹底。

4

整備に向けた課題

4-1. 学校等施設の現状課題

建物の老朽化

- 設備の経年劣化による故障が頻発しています。
- 竣工から38年が経過し、大規模改修か建て替えが必要となっています。現敷地でいずれかの工事を行う場合は、仮施設へ移転することになります。



老朽化が進む設備機器

教育施設と地域利用部分の動線混在

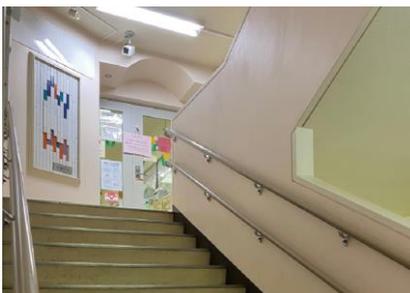
- 学校・こども園部分と地域利用部分の動線が混在しており、防犯管理上からも課題があります。



教育施設と地域利用の共通の出入口

施設の利便性の不足

- バリアフリーへの対応が不十分となっています。
- こども園へのアプローチ動線が脆弱です。来園者が集中すると混雑が発生します。



こども園につながる階段

児童数への対応

- 学区域内での就学前人口が増加傾向にあり、教室数が不足する見込みとなっています。対応するには施設面積の増加が必要です。



和泉小学校の普通教室

小学校の校庭・こども園の園庭スペースの不足

- 学校敷地面積が限られるため、一部公園敷地（約600㎡）内に跨って校庭を設けています。



一部公園内に設けられた校庭

新たな教育需要に対応しきれない施設規模

- 施設や教室の面積が限られているため、ICT教育への対応や多様な学びの環境づくりが困難となっています。



パークサイドプラザの外観

4 - 2. 公園の現状課題

時代・環境の変化にあった遊び場等の不足

- 猛暑の際に、日陰の下で遊べる場所が不足しています。
- インクルーシブ遊具がなく、幅広い利用者を受け入れる遊びの環境整備が不十分です。



遊具広場

滞留・活動を促すファニチャー類の不足

- 公園の利用者数に対してベンチ等の滞留可能な設えが不足しています。



園路沿いに配置されているベンチ

佐久間学校通り沿道の緑環境の充実

- 佐久間学校通りと和泉公園は、共に市街地内の空地空間となっています。施設・公園の再整備にあたっては、これらの空間を地域のオープンスペースとして一体的にとらえ、沿道におけるさらなる空間の拡充と緑化の充実を図ることが必要です。



道路と公園による空間

先駆的活用のさらなる推進

- 子どもの遊び場事業で、ボール遊びは定期的に行われていますが、住民のやりたいを実現できる環境整備の更なる推進が必要です。



子どもの遊び場事業でボール遊び

主に学校が利用している公園用地の存在

- 都市計画公園として位置付けられている面積は4,600 m²ですが、その一部（約600 m²）は校庭としても使えるよう整備され、学校の教育活動がある日に校庭として使われています。
- 施設・公園の再整備にあたっては、公園敷地4,600 m²をいつでも公園側で有効に利用できるようにする必要があります。



一部が都市計画公園区域に含まれる校庭



(公園台帳平面図を加工して作成)

5

一体的整備の考え方

5-1. 施設規模の想定

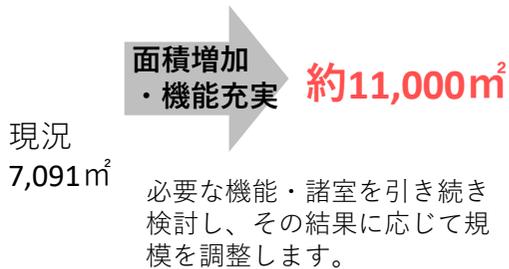
学校等施設は老朽化以外に施設規模等の課題があるため、大規模改修ではなく建て替えに取り組むこととし、新たな施設については、地域の就学前人口の増加を見通し、子どもに関わる小学校・こども園・こどもプラザ（児童館・学童クラブ）の3つの機能を大幅に拡充するとともに、地域利用・公園施設機能も加え、施設規模約16,500㎡を想定します。



小学校

- 児童数の増加に対応できるよう、普通教室を現状の12学級から最大24学級規模※に拡大します。また、ICT教育環境を整えたゆとりある教室や将来的な小学校教育における動向・ニーズの変化に対応できるよう、各室やスペースの面積増加を図ります。
 - 体育館・プールは地域開放を想定し、機能を充実します。
- ※少人数展開授業等で使用する教室を含みます。

普通教室・
特別教室・
管理諸室・
体育館・
プール等

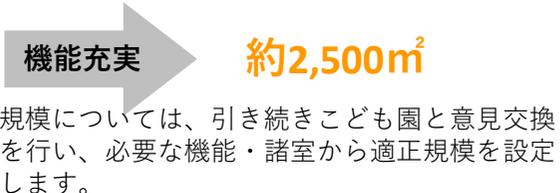


こども園

- 病後児保育室・図書コーナー等の新たな設置に加え、保育室等の従前機能の充実を図ります。

保育室・
生活諸室・
管理諸室等

現況
1,942㎡



こどもプラザ他

- 学童保育室、一時保育室の拡大に加え、新たに多目的室・遊戯室等とともに、区民図書室（館）等の地域利用機能を設置します。

学童保育・
一時保育・
児童館機能等

現況
686㎡



区民図書室（館）
・会議室・倉庫等

現況
1,737㎡

施設敷地と公園敷地に跨る公園施設（教養施設としての図書室等）を含む規模であり、小学校・こども園の規模・配置等の調整結果も踏まえて適正規模を設定します。

5-2. 一体的整備の必要性

建て替えを現敷地で行う場合、仮施設への移転が必要になりますが、公園との関係も含め以下の点が課題となります。

- 仮施設への移転により、2回の引越し及び児童・園児及び関係者の通学・通園の場所が変わる等の負担が生じる。
- 近隣での仮施設を整備するための用地及び整備費の確保が必要。
- 現状の学校・公園の敷地形状が変わらないため、都市計画公園のうち約600㎡を平日に学校が使用している状況がそのままとなる。

敷地の入れ替えによる整備

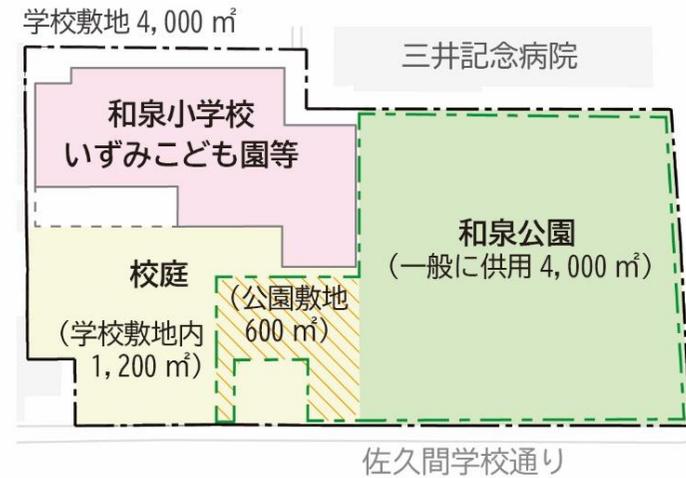
上記の課題を解決するため、隣接する和泉公園と敷地を入れ替え、新たな公園と学校等施設を一体的に再整備します。

- 一時移転による児童・園児及び関係者への負担がなくなる。
- 新施設整備が一度で済み、仮施設の用地及び整備費が不要。
- 都市計画公園の面積（4,600㎡）を等積で再配置する際に、まとまった利用しやすい形状（整形）に変更できる。
- 公園内を学校が使用している状況を一旦リセットして、両者にとってより良い整備・利用内容を検討することができる。

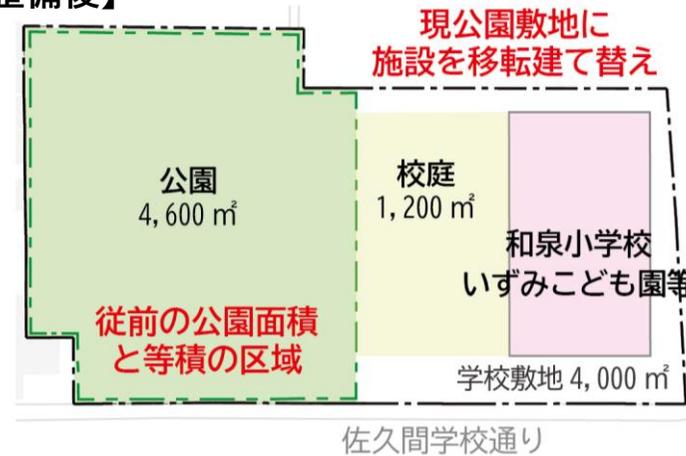
再整備によって生じる新たな課題

- 単純に新たな学校敷地内に校庭を整備した場合は、校庭で利用できる面積が減少する。

【現況】



【整備後】



5-3. 公園の面積・機能と教育環境の両立

限られた整備区域内で都市計画公園の面積・機能と十分な教育環境（校庭面積）とを両立させる必要があります。

地表面で公園・校庭をタイムシェアする「地表面兼用パターン」、建物の屋上を校庭とする「屋上校庭パターン」も考えられますが、公園は1階、校庭は2階と上下に分離することでセキュリティを確保しつつ両者の機能を充実させる「人工地盤校庭パターン」が、制度的・技術的・機能的な観点から実現性・有効性が高いと言えます。このため、「人工地盤校庭パターン」にて整備内容を具体化していきます。

※本構想では、運動等ができるよう広く整備した建物1階の屋根部分を人工地盤と呼びます。

○公園と校庭の兼用事例調査

→「地表面兼用パターン」の事例では、校庭・公園を広く確保できているが、管理運営面から一定の留意点あり

○導入機能の庁内意向調査

機能

→「人工地盤校庭パターン」は、施設が公園に隣接することを活かした公園の多機能化や公園利用者向け機能の充実が可能

○公園内の人工地盤整備の制度的検討

制度

→公園施設としての人工地盤であれば、最大で合計1,000㎡程度（建ぺい率22%）まで公園内に建築可能

○施工者ヒアリング調査

技術

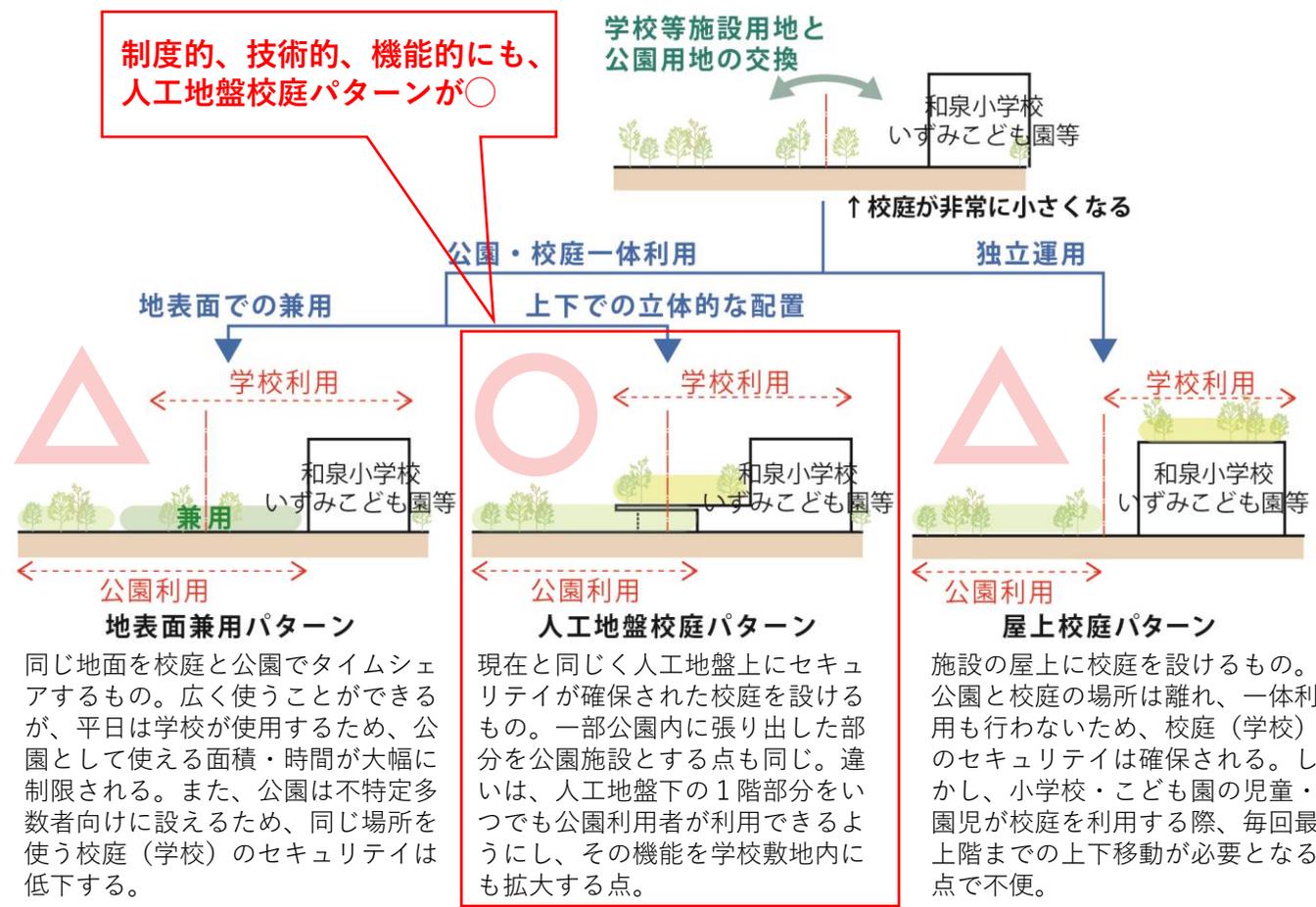
→「人工地盤校庭パターン」は、施工期間には要するものの、施工は可能

○人工地盤校庭パターンの施設内の機能配置の検討

機能
技術

→必要な諸機能・面積を収めることが可能（第7章参照）

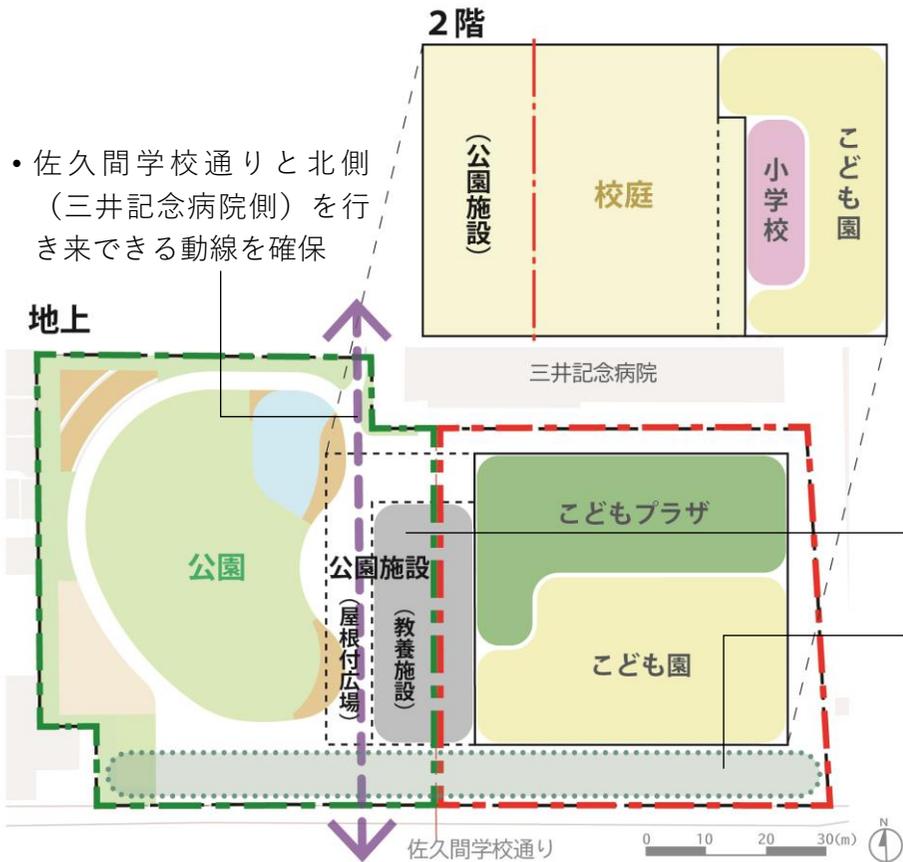
制度的、技術的、機能的にも、人工地盤校庭パターンが○



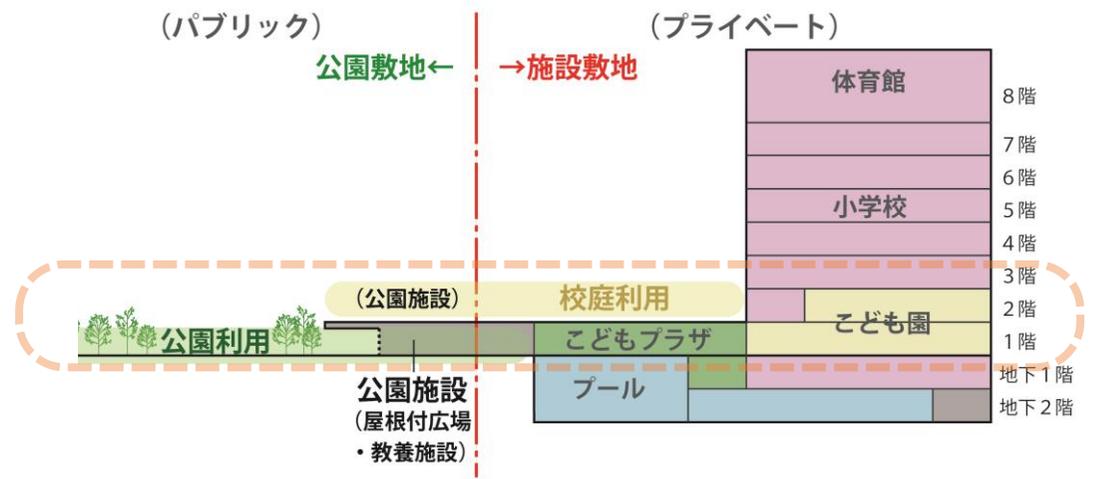
5-4. 人工地盤校庭パターンによる一体的整備イメージ

人工地盤校庭パターンによる一体的整備のイメージを示します。

- 地上レベルにおいて都市計画公園の必要面積を確保しつつ、両敷地に跨るように人工地盤を整備します。
- 人工地盤上のレベル（2階レベル）はセキュリティが確保された広い校庭として利用します。地上レベルは公園に面したピロティ空間の公園施設（屋根付広場や教養施設等）として地域住民・公園利用者の利便性が上がる機能を導入し、その機能を学校敷地内にも拡大します。
- また、教育活動がない日の人工地盤上の地域開放（校庭開放等）は、現在と同様に継続していきます。（公園側から直接人工地盤上に上られるアクセス路を確保）



・佐久間学校通りと北側（三井記念病院側）を行き来できる動線を確保



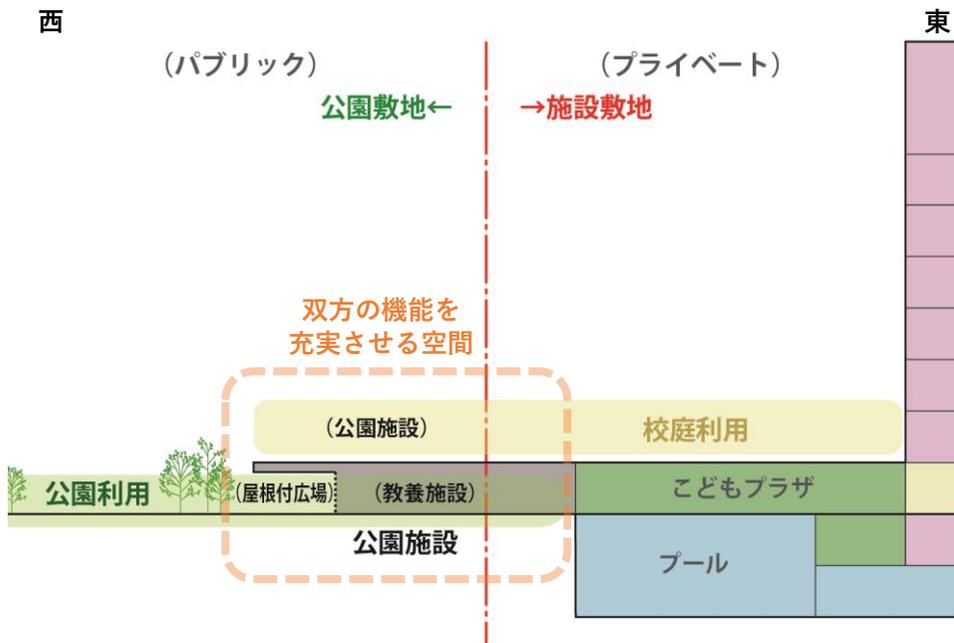
- ・公園内の人工地盤は都市公園法の規定に基づく公園施設（屋根付広場・教養施設等）として整備
- ・佐久間学校通りに沿ったオープンスペースを、施設敷地内も含めて連続して確保し、ゆとりある沿道空間と緑環境を創出
- ・周囲の市街地形成への影響を踏まえた公園・広場に類する空地としても機能

※図示している建物内レイアウトは一例であり、今後の基本計画・設計を通じて確定していきます。また、整備イメージの展開例については、第7章にて掲載しています。

5-5. 敷地の入れ替え・一体的整備による効果と影響

■立体的な配置による双方の機能を充実させる空間の創出

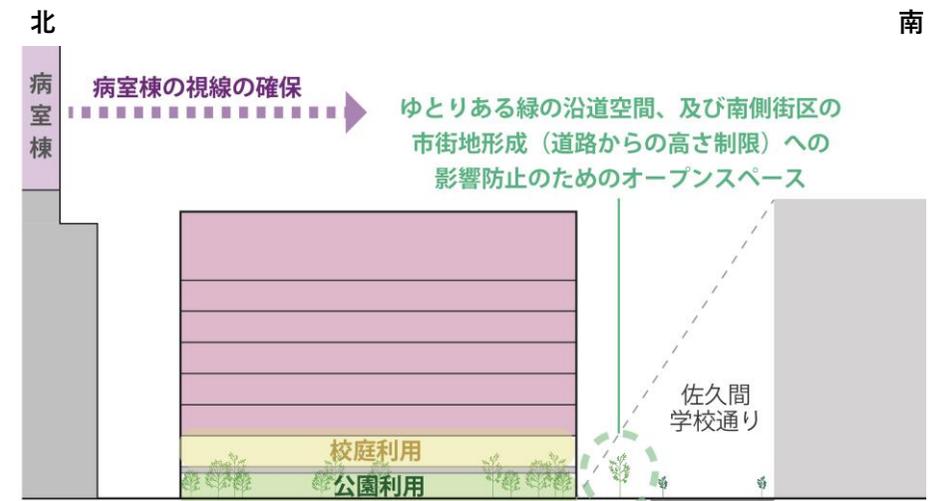
- 立体的な整備により、公園と校庭の必要面積の確保が可能となります。
- 校庭としても利用する人工地盤を、公園施設である屋根付広場（日陰・雨除けの空間）・教養施設（図書室等）として整備するとともに、施設敷地側にもその機能を拡張させ、公園自体の利用や活動の活性化を促進（公園の多機能化：公園づくり基本方針）します。



公園と校庭の立体的配置による機能の充実（東西断面）

■周辺の市街地への配慮と貢献

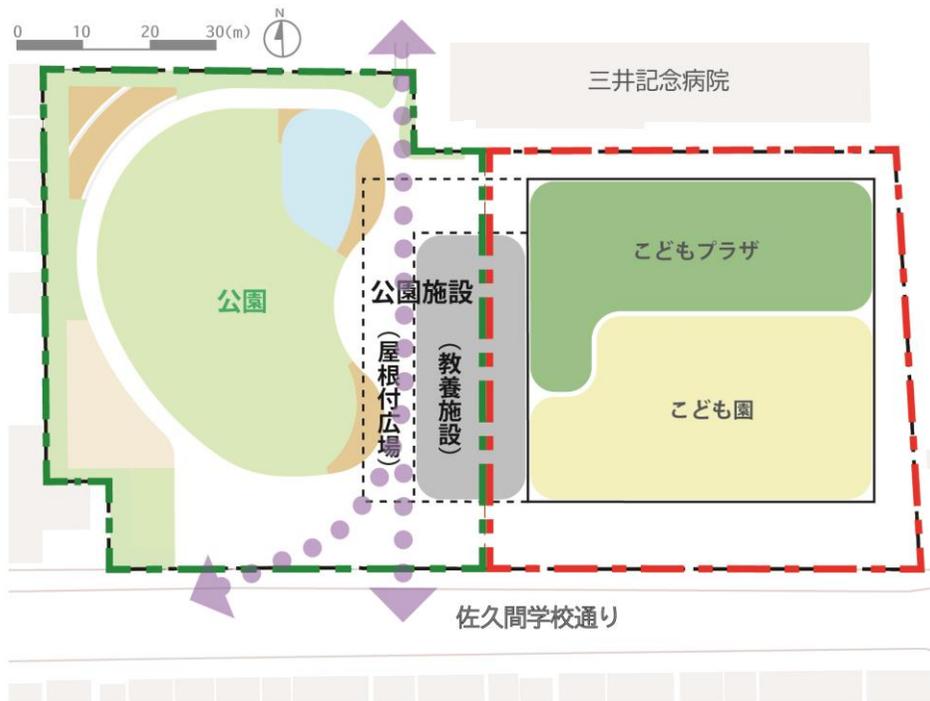
- 従前の公園に隣接する敷地に対しては、敷地の入れ替えにより環境の変化を与えます。
- このため、三井記念病院の病室棟（9階から上階）の屋外への視線確保、及び佐久間学校通り南側街区の市街地形成（道路からの高さ制限）に配慮し、新施設の高さ設定や道路に沿ったオープンスペース（公園・広場に類する空地）を確保します。
- このオープンスペースを含めて、公園敷地・施設敷地の全体で緑の総量を維持・増進させることで、緑環境を充実させます。



周囲の市街地等に配慮した施設・公園の配置（南北断面）

■より利用しやすい公園の配置・機能の実現

- 2 - 3. 公園利用状況調査にて示すとおり、現在も多様な公園の利用が見られる中、公園の再整備による遊びと学びの場としての機能を充実させます。
- 特に南西側から北側通路や三井記念病院への往来が多い現状を踏まえると、公園が西側に移動することでアクセス性が向上します。



南西側からのアクセス性の向上

■公園誘致距離圏外のエリアの部分解消

- 都市計画公園（都市公園）には公園誘致距離の考え方があり、街区公園は250m 圏外のエリアがなるべく生じないことが望ましいとされています。
- 公園が西側に移動することで、区内の公園における誘致距離圏外であったエリアの一部が、新たに誘致距離圏内に含まれます。

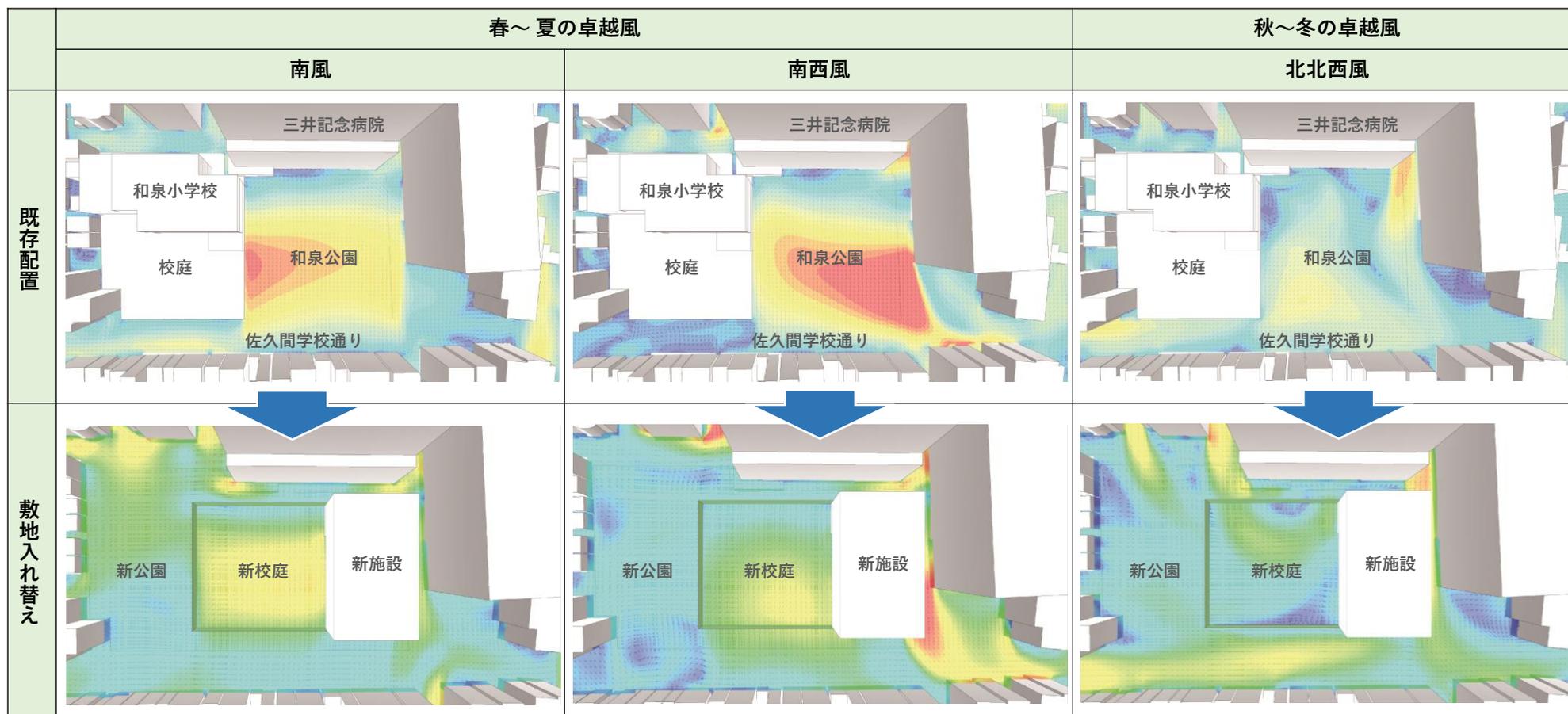


公園の移動による誘致圏エリアの拡大

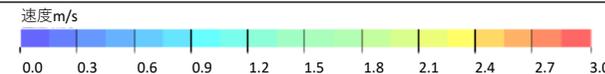
(基盤地図情報(国土地理院)を加工して作成)

■地上レベルで強風が生じる範囲の削減

- 現在、和泉公園には強風が吹くことが多い実態があり、周辺の高層建物による影響と考えられます。風環境シミュレーション結果では、既存配置の場合、特に春～夏の卓越風が三井記念病院にあたった吹きおろしで生じる強風の影響が顕著となっています。
- 施設と公園の敷地を入れ替えることで、地上（公園）・人工地盤（校庭）レベルで強風が生じる範囲が縮小することが確認できます。部分的な強風も植栽等によって抑えることで、地上レベルで強風が生じる範囲の削減が期待できます。



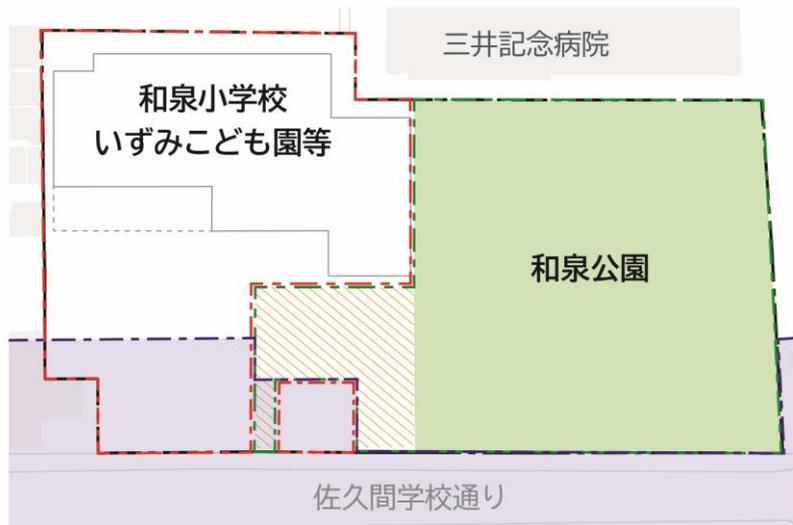
既存配置及び敷地入れ替えによる風環境シミュレーション：敷地を上空から見た図に地表面+1m（人工地盤上については新校庭面+1m（地表面+6m））の高さに吹く風の強さを色（青色→赤色、弱風→強風）で表示



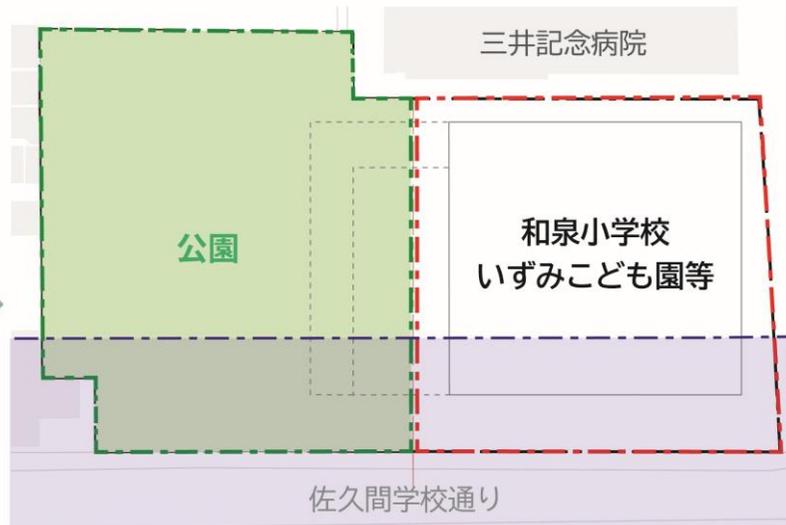
5-6. 都市計画変更の必要性

- 敷地の入れ替えによる施設・公園の整備を実現するためには、都市計画公園の区域（位置）の変更が必要となります。
- 現在の都市計画公園の区域に境界をあわせている第四種中高層階住居専用地区※も、都市計画公園と同時の都市計画変更が必要となります。
- これらの都市計画の変更に向けて取り組みます。

【現行の都市計画】



【都市計画の変更案】



凡例

- 都市計画公園区域
- 第四種中高層階住居専用地区

0 10 20 30 (m) N

都市計画の変更案

- 両敷地に掛かる都市計画（都市計画公園、第四種中高層階住居専用地区）の変更に向け、関係機関との協議等に取り組めます。
- また、公園内の施設整備について、管理方法も含めた制度的・技術的な検討を進めます。

※第四種中高層階住居専用地区：6階以上の部分を住宅等の用途にしよう制限される地区です。ただし、学校などの教育施設には適用されません。

6

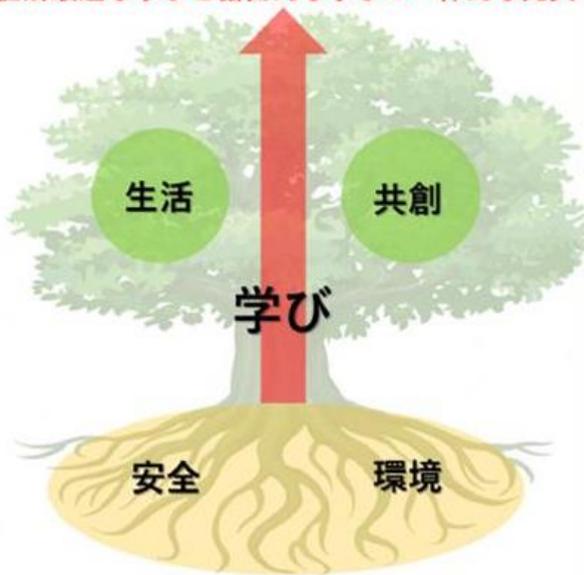
施設計画の方向性

6-1. 全体に係る整備の方向性

学校等施設と公園の整備による効用を最大化するため、昨今の各施設整備のあり方を踏まえる必要があります。

- 学校施設においては、全ての子どもたちの可能性を引き出し、個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実に向けた学び舎が求められています。
- そのため、「学び」を「幹」に据え、その学びを豊かにする「枝」として、「生活」「共創」の空間が必要です。
- また、学び舎の土台として着実に整備を推進する「根」として、「安全」「環境」の確保が必要になります。
- 公園においては、千代田区公園づくり基本方針に示される通り、より良くするための4つの視点があります。
- 遊具の充実、ボール遊びやイベント利用などの多様なニーズの実現に向けた柔軟な運用と、高齢者や障がい者への使いやすさの改善、立地・利用者の特性や環境の保全に配慮した整備、地域住民・民間企業などとの連携による公園づくりなどが必要となっています。

全ての子どもたちの可能性を引き出す、
個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実



新しい時代の学び舎として目指していく姿

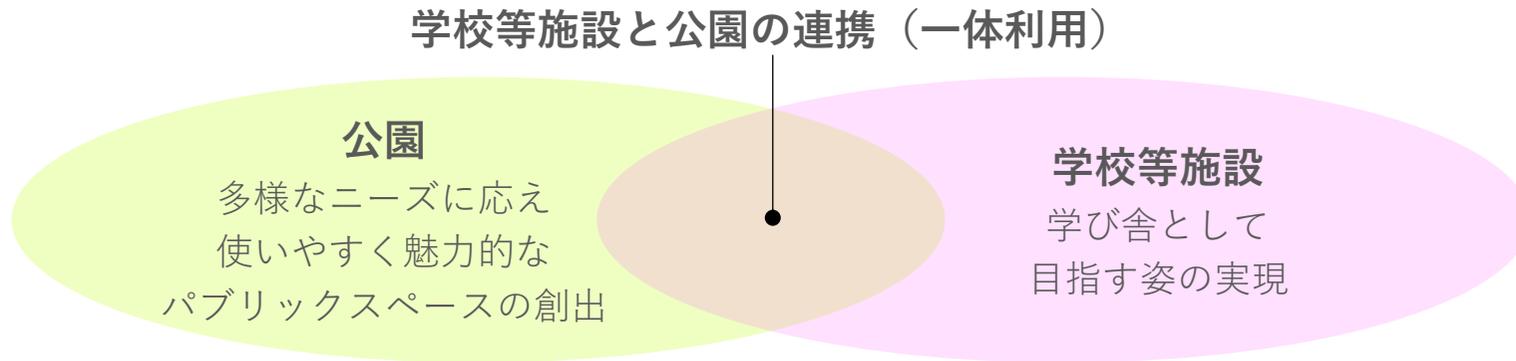
(出典：「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」文部科学省)

- 視点 1 多様化する区民ニーズの実現
- 視点 2 ポテンシャルの有効活用
- 視点 3 すべての人が使いやすい公園
- 視点 4 様々な主体との連携

公園をより良くするための4つの視点

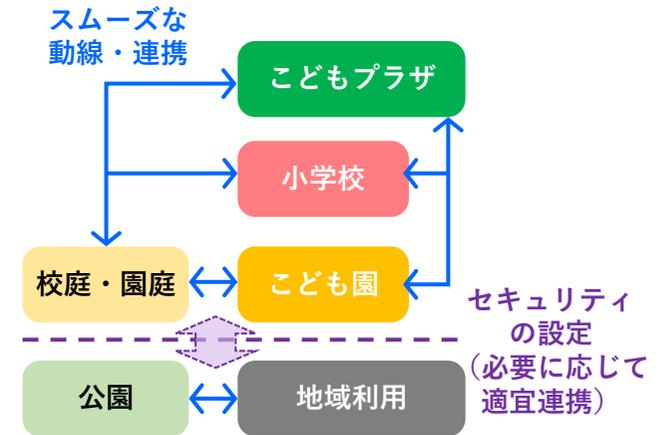
(出典：千代田区公園づくり基本方針)

各施設整備のあり方を実現するためには、それぞれの機能の充実が求められますが、限られた敷地における必要規模への対応、都心至近の立地における学び舎として求められる機能の確保、地域の住民・関係者のニーズに応えるパブリックスペースの創出を目指すため、学校等施設と公園の連携と、各施設の再整備の視点から、施設計画の方向性を示します。



■学校等施設と公園が連携した空間づくり

- 学校等施設と公園との連続性の確保や融通し合う空間利用を通じた子どもたちの活動の充実と地域のにぎわい、交流の促進
- 公園に面して親和性の高い機能を導入することで、利用の相乗効果を発揮
- 地域並びに隣接する病院や民間企業との協働の場として、様々な地域活動の場や災害時の拠点として活用
- 学校等施設と公園の利用者双方が安心して利用できるセキュリティの設定や管理運営のあり方の検討 など



学校等施設と公園の連携イメージ

6-2. 学校等施設に係る整備の方向性

■新たな教育需要にも対応可能なゆとりある教育環境を整える

- 児童数の増減、多様な学習形態、ICT教育環境への対応
- 異年齢同士の交流の創出、共に成長できる環境の構築等、小学校、こども園、児童館的機能の独立性確保と連携
- メンテナンス、改修等に柔軟に対応できる施設計画 など



普通教室のイメージ

■安全・安心を確保しながら、心身の健康と環境に配慮した施設づくり

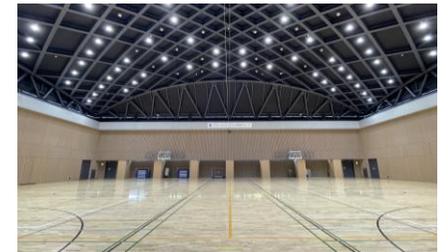
- 教育施設と地域利用部分の適切な区分とセキュリティの確保
- 限られた敷地を最大限活用し、思い切り身体を動かし、健やかでたくましい心と体の育成
- 子ども自身と子どもを取り巻く環境の多様性を受け止める寛容な施設計画
- 都心のなかでも、自然や四季を感じられる建物、省エネルギー化の推進 など



メディアセンターのイメージ

■地域に開かれ、ともに育む、防災拠点にもなる施設づくり

- 学校を取り巻く様々な人々が活動する地域の子育て、コミュニティ活動、生涯学習の場の創出
- 災害発生時には地域と連携し、避難場所、防災拠点として機能
- 旧佐久間小学校及び旧今川小学校、和泉小学校の歴史・伝統・校風の継承 など



体育館のイメージ

6-3. 公園に係る整備の方向性

■様々な活動を受け止める都会のオアシスの創出

- 都心部の駅至近にありながら、人々に癒やしを提供する伸びやかなみどりのオープンスペースの創出
- 多様な利用者を受け入れるバリアフリーでインクルーシブな公園環境の実現
- 夏場の利用を促進する日陰や設えの用意
- 隣接する小学校やこども園等、地域の方や団体が活動・協力できる余地の確保
- 各種イベント、災害時の活動等への配慮 など



シェルター下（ピロティ下）のベンチ

■周辺環境とのつながり・みどりの維持向上

- 通り抜け動線や周辺施設の利用動線の継続的確保
- 道路に沿ったオープンスペースの確保、及び公園敷地・施設敷地の全体で緑の総量を維持・増進
- 死角をつくらない等のセキュリティ面への配慮
- 公園にいざなうエントランス空間の創出 など



インクルーシブ遊具のある広場

■公園及び地域の歴史的積層の尊重

- 防火守護地としての歴史を踏まえた地域の防災拠点としての活用
- 医療施設の集積地としての歴史を踏まえた大規模災害時のトリアージ空間としての利用の想定
- 既存のみどりの保全
- 地域の歴史を未来へ継承する設え など



地域の歴史を伝えるサイン

6-4. 概算事業費

- 近年のお茶の水小学校・幼稚園改築工事、（仮称）四番町公共施設の新築工事での実績、及び区内公園整備での実績をもとに、工事費単価の動向を踏まえて施設の解体・新築、公園の解体・新設整備の工事費を算出すると、総額で150～170億円程度になると見込まれます※。

概算事業費：**施設解体工事費 29～34億円** **+** **施設新築工事費 116～124億円** **+** **公園整備工事費 9～12億円** **=** **総額 150～170億円程度**

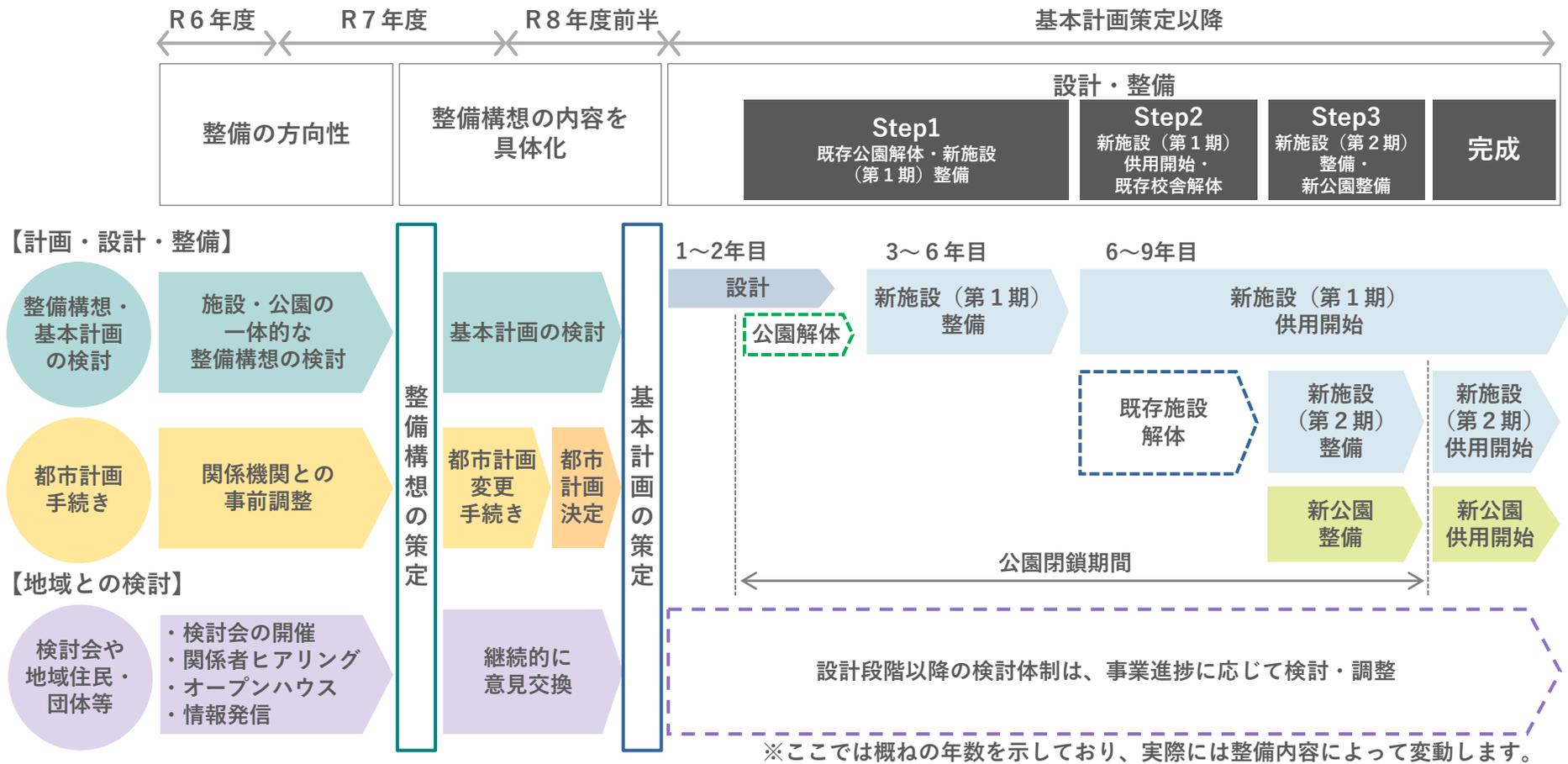
施設解体工事	施設解体工事単価	250～300 千円/m ²	×	解体床面積	11,455 m ²	=	29～34 億円
施設新築工事	施設新築工事単価	700～750 千円/m ²	×	新築床面積	16,500 m ²	=	116～124 億円
公園整備工事	公園整備工事単価	200～250 千円/m ²	×	公園整備面積	4,600 m ²	=	9～12 億円

※現在価値単価は国土交通省が毎年公表している建設工事費デフレーターを活用し、各工事の着工年次から最新年次（令和6年度）までの建築工事費の変化率を基に算出しています。今後の計画・設計の深度化、工事費の増加などにより、事業費は変化する可能性があります。

6-5. 整備スケジュール

全体スケジュール

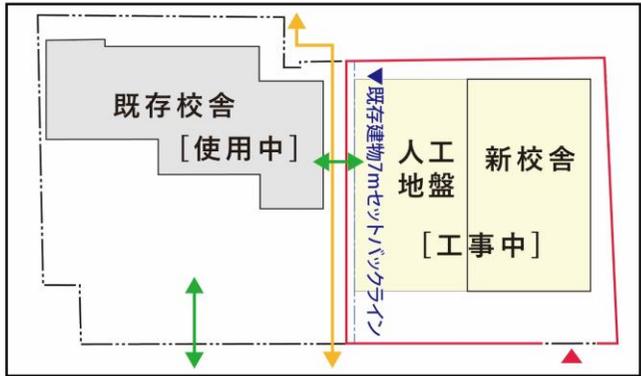
- 学校等施設と公園施設の入れ替え・一体的整備の方向性を定める本整備構想の策定後、都市計画の変更手続きを行います。
- 『基本計画』は、整備構想の内容を具体化（設計の与条件、施設のスペック、ボリューム、レイアウトなど）して定めます。
- 基本計画策定以降は、新しい施設及び公園の設計を進め、[Step1] 既存公園解体・新施設（第1期：新校舎）整備、[Step2] 新施設（第1期：新校舎）供用開始・既存校舎解体、[Step3] 新施設（第2期：公園施設）整備・新公園整備の順序で工事施工を展開していきます。



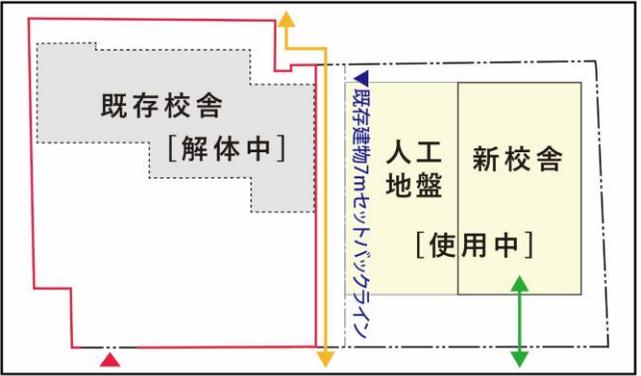
施工ステップ

- 施工ステップは次に示す通り、大きく4段階に分けることができます。
- 既存校舎と新施設（人工地盤含む）の離隔、施設利用動線・南北通り抜け動線を確保しながら、新施設（第1期）整備、既存校舎解体、新施設（第2期）・新公園整備を段階的に進めます。

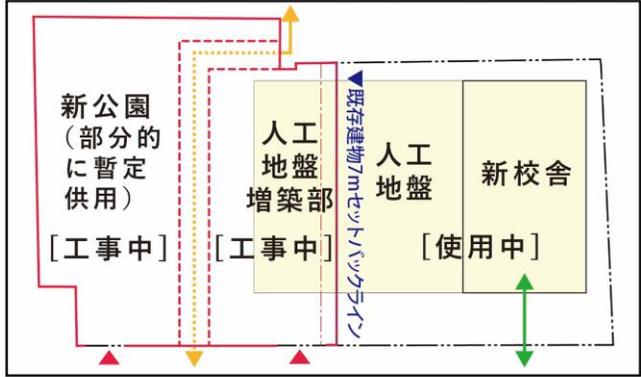
Step1 ・ 既存公園解体、新施設（第1期）整備



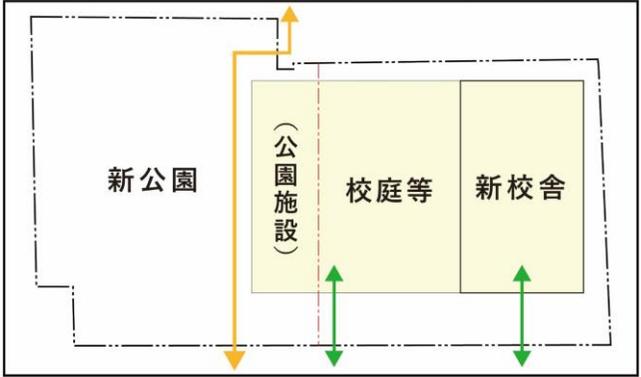
Step2 ・ 既存機能は新施設に移転、既存校舎解体



Step3 ・ 新施設（第2期）整備、新公園整備



完成



- 凡例
- 仮囲い
 - ▲ 工事車両動線
 - ↔ 施設利用動線
 - ↔ 南北通り抜け動線

6-6. 公園閉鎖期間の代替公園の必要性

- 和泉公園は新たな施設建設に伴い解体されるため、新しい公園が完成するまでの約8年間は利用できなくなります。そのため、この期間中には代替公園を確保することが求められます。
- 近隣の佐久間公園やいずみ児童遊園、さらに和泉小学校の校庭（未使用時間帯の開放）などの有効活用が考えられますが、これらは既存の施設であるため、旧和泉町ポンプ所跡地を新たな代替公園に活用していきます。以上、4つのスペースにおいて、利用者、時間帯、役割分担等を整理しながら検討を進めていきます。また、さらなるスペースの確保についても、引き続き留意してまいります。



代替公園の候補地と和泉公園からの距離 (基盤地図情報 (国土地理院) を加工して作成)



旧和泉町ポンプ所跡地
既存施設・公園
いずみ児童遊園
佐久間公園
和泉小学校校庭

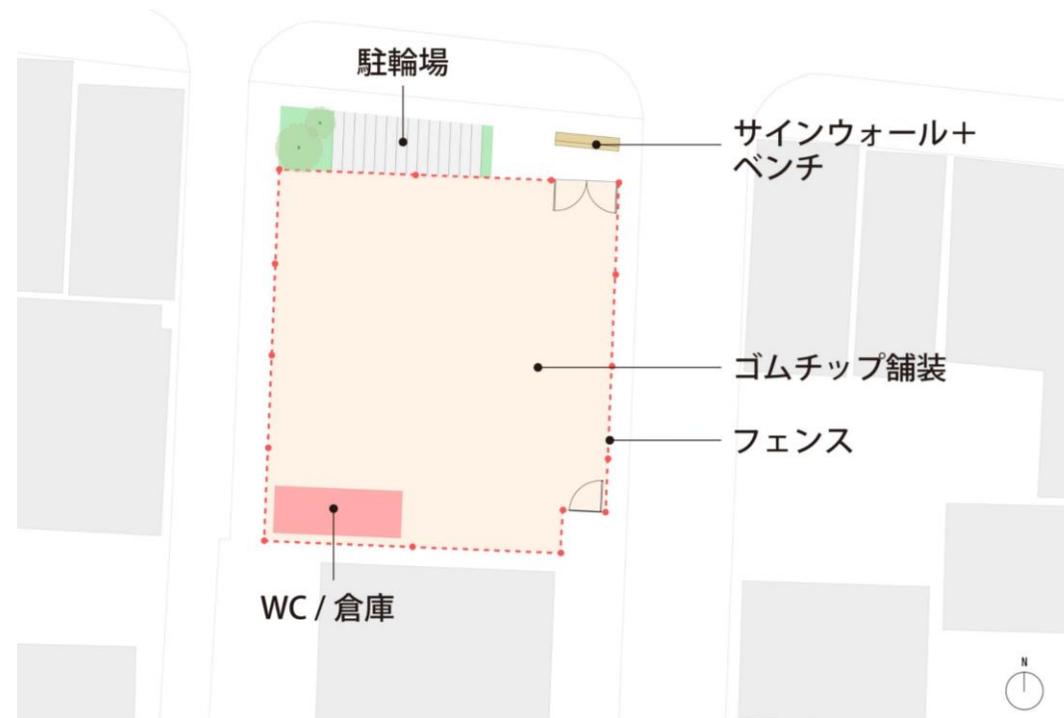
6-7. 旧和泉町ポンプ所跡地の活用

- 代替公園として、子どもの遊び場（広場）を整備する活用プランを一例として示します。
※具体的な整備内容は、周辺の公園等の役割分担を踏まえて今後検討します。
- 新しい公園が整備され、代替公園としての役割を終えた後は、多世代が集い利用できる場となるよう、導入機能や空間構成について検討を行います。



千代田区内のボール遊び場事例（飯田橋三丁目広場）

所在地	神田和泉町1番地28（地番）
敷地面積	397.94㎡（2項道路セットバック後、約380㎡※）
地域地区	商業地域、防火地域、駐車場整備地区
地区計画	神田和泉町地区地区計画B地区 ・壁面後退：北側道路からは1m以上、東西の道路からは、高さ6mまでは1m以上、6mを超える部分は0.5m以上後退 ・建物高さ：36m以下 ・道路斜線：緩和認定により適用されない
容積率	500%
許容延床面積	約1,900㎡
建蔽率	80%



旧和泉町ポンプ所跡地の代替公園のイメージ（基盤地図情報（国土地理院）を加工して作成）

旧和泉町ポンプ所跡地の敷地概要

※建築基準法第42条2項により、敷地の後退を行う必要があります。

7

施設の整備イメージ

7-1. 整備イメージの考え方

今後施設計画を具体化するにあたり、整備構想時点での整備イメージを整理します。

- 第5章で示した人工地盤校庭パターンを前提に、各機能の必要面積を確保しつつ、建物内に諸室を配置します。
- こども園は送り迎えのしやすさ等に配慮して低層階に配置し、中層階は小学校の配置を想定します。
- こどもプラザは各階のレイアウトに応じて低層階もしくは高層階への配置、体育館についても最上階もしくは地階への配置が考えられます。
- 学校部分の基準階の平面形についても、矩形（四角）とL字形が考えられます。
- 以上を踏まえ、次の4パターンを基に施設計画の検討を進めていきます。

	配置例	断面イメージ	
		体育館を最上階に配置	体育館を地階に配置
矩形案	<p>公園 48m 校庭 2352 m² 1344 m² 49m 28m</p> <p>【主なメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● シンプルな外形のため学校内の運営が容易 ● 北側隣地の三井記念病院への圧迫感がない 	<p>公園敷地 学校敷地</p> <p>公園施設 (屋根付広場・教養施設)</p> <p>公園</p> <p>校庭</p> <p>こどもプラザ</p> <p>こども園</p> <p>プール</p> <p>体育館</p> <p>小学校</p> <p>8 7 6 5 4 3 2 1 B1 B2</p>	<p>公園敷地 学校敷地</p> <p>公園施設 (屋根付広場・教養施設)</p> <p>公園</p> <p>校庭</p> <p>こどもプラザ</p> <p>こども園</p> <p>プール</p> <p>体育館</p> <p>小学校</p> <p>8 7 6 5 4 3 2 1 B1 B2</p>
L字形案	<p>公園 36m 校庭 2292 m² 1488 m² 57m 22m</p> <p>【主なメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 1フロア当たりの面積が比較的大きい ● 校庭への吹き下ろしの風を低減する可能性がある 	<p>公園敷地 学校敷地</p> <p>公園施設 (屋根付広場・教養施設)</p> <p>公園</p> <p>校庭</p> <p>こどもプラザ</p> <p>こども園</p> <p>プール</p> <p>体育館</p> <p>小学校</p> <p>8 7 6 5 4 3 2 1 B1 B2</p>	<p>公園敷地 学校敷地</p> <p>公園施設 (屋根付広場・教養施設)</p> <p>公園</p> <p>校庭</p> <p>こどもプラザ</p> <p>こども園</p> <p>プール</p> <p>体育館</p> <p>小学校</p> <p>8 7 6 5 4 3 2 1 B1 B2</p>

施設の配置例

7-2. 施設構成の例

整備イメージのうち、矩形案・最上階に体育館の場合を例として示すと次のとおりとなります。

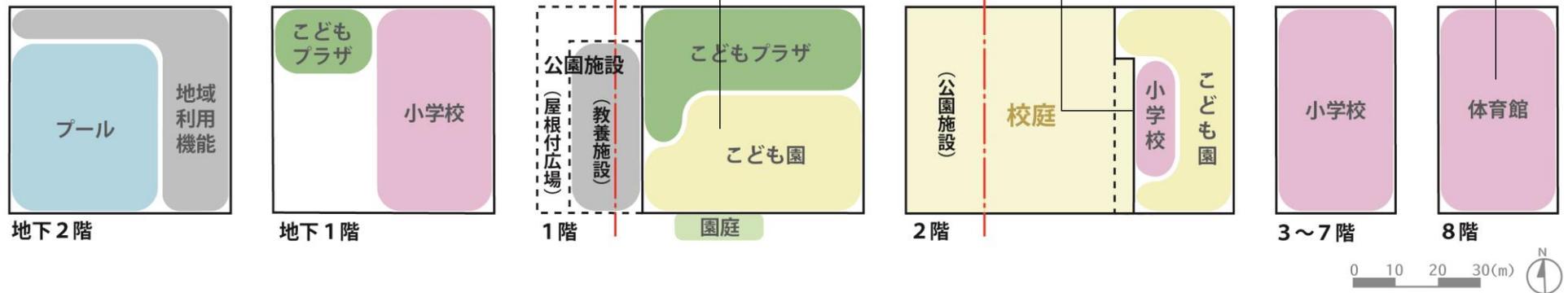


- 人工地盤を活用した立体利用により、公園と校庭の必要面積の確保、機能拡充

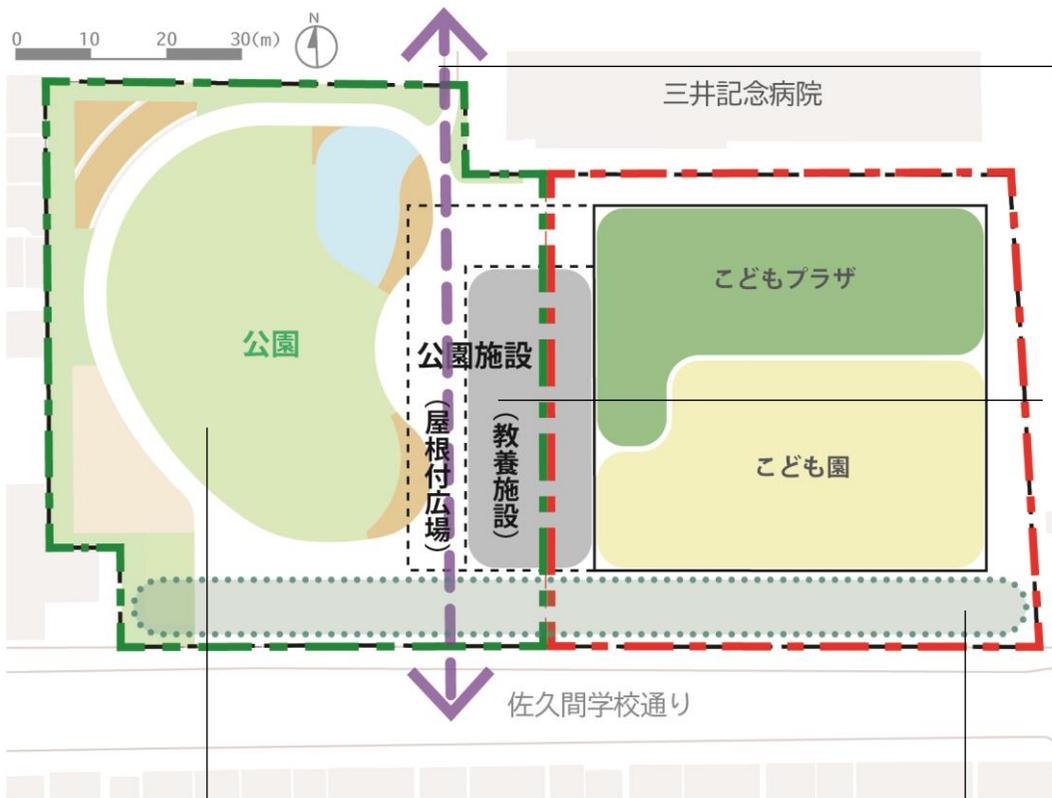
- こども園は園庭と隣接

- 小学校は2階入口から登下校

- 体育館の最上階配置の場合
は構造的負担の軽減が可能



- 施設と公園の関係性が生まれ、それぞれが隣接しあうことを活かした公園の多機能化や地域利用者（公園利用者）による活動・交流の活性化につながる施設計画とします。



- 佐久間学校通りと北側（三井記念病院側）を行き来できる動線を確保



- 公園内の人工地盤は都市公園法の規定に基づく公園施設（屋根付広場・教養施設等）として整備



- 多様な活動や滞留・交流が生まれるまとまりある空間の創出
- じゃぶじゃぶ池、遊具等の従前の機能・記憶の継承



- 佐久間学校通りに沿ったオープンスペースを、施設敷地内も含めて連続して確保し、ゆとりある沿道空間と緑環境を創出
- 周囲の市街地形成への影響を踏まえた公園・広場に類する空地としても機能





施設及び公園の整備イメージ

8

今後の検討課題

今後の検討プロセスの中で検討すべき課題を以下のとおり整理します。

■学校等施設と公園の一体的整備について

- 魅力的な施設・公園となるための空間像、双方の利便性向上につながる導入機能と連携方法、管理運営のあり方の検討
- 施設と公園の敷地・空間の区分の整理を踏まえた公園施設の設置や都市計画公園の変更等の手続き
- 質の高い整備・運営水準を担保する事業手法の検討
- 施設・公園の工事期間中の代替公園・代替園庭の確保（候補：旧和泉町ポンプ所跡地等）
- 工事期間中の動線や安全性、既存施設の快適性等を確保するための施工方法の検討 など

■学校等施設について

- 小学校・こども園・こどもプラザの利便性を踏まえた基本計画・設計の検討
- 日常的な安全性と柔軟な地域開放を両立するセキュリティの設定
- 将来的な教育需要の変化等に対応可能な柔軟性のある施設計画の検討
- メンテナンス、改修等に柔軟に対応できる施設計画
- 地域による施設の利用（地域活動・イベント等による利用、緊急時の避難等）への配慮 など

■公園について

- 5つの機能（シンボル、運動・遊び場、先駆的活用、歴史資源、コミュニティ形成）が充実した公園としての基本計画・設計の検討
- 学校等施設との連携（児童・園児（周辺保育園含む）による利用等）を考慮した使いやすさの確保
- 地域による施設の利用（地域活動・イベント等による利用等）への配慮
- 緊急時に求められる機能（防災拠点・医療施設との連携）の反映
- 既存の公園敷地内にある樹木の取り扱い、移植等の検討 など

和泉小学校・いずみこども園等施設と和泉公園との一体的整備構想
令和8年〇月
千代田区教育委員会事務局子ども部子ども施設課
〒102-8688 東京都千代田区九段南1-2-1
電話：03-3264-2111（代表）

令和 7 年度 体力調査（都）の結果について

1 対象

小学校、中学校、中等教育学校

2 調査項目（実技）

小学校：握力（筋力）、上体起こし（筋力・筋持久力）、長座体前屈（柔軟性）、
反復横跳び（敏捷性）、20mシャトルラン（全身持久力）、50m走（走力）、
立ち幅跳び（瞬発力）、ソフトボール投げ（投力・巧緻性） 計 8 種目

中学校：握力（筋力）、上体起こし（筋力・筋持久力）、長座体前屈（柔軟性）、
反復横跳び（敏捷性）、20mシャトルラン又は持久走（全身持久力）、50m走（走力）、
立ち幅跳び（瞬発力）、ハンドボール投げ（投力・巧緻性） 計 8（9）種目

3 実施期日

令和 7 年 6 月中

4 調査結果

(1) 小学校 [男子]

- ・全学年で、「反復横とび」、「20m シャトルラン」、「立ち幅とび」が都の平均値を上回る。
- ・2～6年生で、「握力」が都の平均値より高い。
- ・1～5年生で、「ソフトボール投げ」が都の平均値より高い。
- ・「長座体前屈」は、3年及び6年は都の平均値を上回っているが、その他の学年は都の平均値を下回っている。

(2) 小学校 [女子]

- ・全学年で、「反復横とび」、「20m シャトルラン」が都の平均値を上回る。
- ・全学年で、「20m シャトルラン」が都の平均より高い。
- ・「50m 走」は、多くの学年で都の平均値と同等か低い。

(3)中学校 [男子]

- ・全学年で、「立ち幅とび」が都の平均値を上回る。
- ・全学年で、「握力」、「上体起こし」、「20m シャトルラン」が都の平均値を下回る。

(4)中学校 [女子]

- ・全学年で、「長座体前屈」、「反復横とび」、「立ち幅とび」が都の平均値を上回る。
- ・「ハンドボール投げ」は、2、3年生で都の平均値より低い。
- ・全学年で、「握力」、「上体起こし」は都の平均値より低い。

5 今後について

今後も引き続き、自分の健康に関心をもち、体力を高め、運動習慣を身に付けることができるよう、以下の取組を通し、各学校・園の取組を支援・助言していく。

- ・コーディネーショントレーニングのより一層の推進を図り、脳と心と身体に刺激を与え、身体操作を高めたり、運動の学習能力を高めたりすることができるようにする。
- ・体育の授業において、児童生徒が主体的に運動に関わり、楽しみながら活動できる授業改善を行う。
- ・小学校及び中学校の教育会を中心に体育授業の改善及び普及を目指す。
- ・保健領域の授業において、心と身体つながりを知り、自分に合った運動との関わりについて考え、健康教育及び生涯スポーツにつなげることができるようにする。

令和 7 年度 東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査結果（小学校）

小学生男子児童						
	1年	2年	3年	4年	5年	6年
身長 (cm)	116.8	122.9	128.8	134.3	139.9	146.4
	117.6	123.9	129.3	134.9	141.1	147.2
体重 (kg)	21.1	23.9	27.3	30.9	34.7	39.5
	21.4	24.4	27.4	31.7	35.0	40.2
握力 (kg)	8.5	10.2	12.0	13.9	15.9	18.9
	8.4	10.9	12.8	14.4	16.6	19.5
上体起こし (回)	11.1	13.9	16.2	18.3	19.9	21.6
	11.2	15.5	16.7	17.4	20.4	21.4
長座体前屈 (cm)	26.2	27.6	29.8	31.8	34.2	36.7
	24.5	25.9	31.0	30.9	33.1	37.6
反復横とび (点)	26.1	29.9	33.2	37.3	40.9	44.2
	26.7	30.7	34.6	38.5	43.2	47.1
20mシャトルラン (回)	15.9	25.2	33.0	40.2	46.4	53.3
	16.4	26.1	34.8	41.7	49.3	53.5
50m走 (秒)	11.7	10.8	10.2	9.8	9.4	9.0
	11.9	10.7	10.2	9.8	9.3	9.1
立ち幅とび (cm)	112.2	123.3	133.4	142.3	150.9	162.4
	114.1	129.5	137.9	144.8	154.6	163.3
ソフトボール投げ (m)	7.3	10.7	14.1	17.3	20.3	23.6
	7.4	11.4	15.1	18.0	21.5	23.5

小学生女子児童						
	1年	2年	3年	4年	5年	6年
身長 (cm)	115.8	121.8	127.9	134.1	141.0	147.9
	116.7	122.8	128.5	134.9	141.8	147.8
体重 (kg)	20.8	23.4	26.5	30.2	34.4	39.7
	20.9	23.7	26.7	30.6	35.3	39.5
握力 (kg)	8.0	9.6	11.3	13.2	15.5	18.6
	7.6	10.1	12.3	13.6	16.2	17.8
上体起こし (回)	10.7	13.2	15.4	17.4	18.7	19.9
	10.9	14.2	15.8	16.8	18.7	20.0
長座体前屈 (cm)	28.5	30.6	33.5	35.8	38.7	41.6
	25.6	28.7	35.0	35.7	38.1	40.9
反復横とび (点)	25.0	28.4	31.1	35.0	38.6	41.4
	26.1	29.7	32.3	36.3	40.7	42.9
20mシャトルラン (回)	13.3	18.7	23.1	28.8	34.4	39.1
	13.8	19.9	25.0	30.6	36.1	39.2
50m走 (秒)	12.1	11.1	10.6	10.1	9.7	9.3
	12.2	11.1	10.5	10.1	9.8	9.6
立ち幅とび (cm)	104.6	114.2	123.5	133.4	142.6	151.6
	107.3	119.3	131.8	137.1	145.5	149.7
ソフトボール投げ (m)	5.1	6.7	8.5	10.4	12.2	13.9
	4.8	6.9	9.1	11.0	12.1	13.7

※1：各種目の上段が 東京都、下段が 千代田区 を示す。

※2：各種目の東京都の結果（平均）を基準とし、千代田区の結果（平均）が5%を上回った種目を 青背景（白文字）、5%を下回った種目を 赤背景（白文字）にて示す。

令和 7 年度 東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査結果（中学校）

中学生男子生徒			
	1年	2年	3年
身長 (cm)	154.4	161.7	166.8
	155.1	162.1	167.5
体重 (kg)	44.7	50.1	54.9
	43.6	50.3	54.5
握力 (kg)	23.4	28.7	33.6
	21.5	27.6	31.9
上体起こし (回)	23.4	26.0	28.1
	21.4	24.5	25.7
長座体前屈 (cm)	40.1	43.9	47.6
	38.4	41.2	52.0
反復横とび (点)	48.6	52.0	54.6
	49.8	52.1	54.4
20mシャトルラン (回)	64.6	77.3	84.3
	59.2	70.3	82.0
持久走 (秒)	454.2	412.8	392.1
	439.1	419.9	424.6
50m走 (秒)	8.7	8.1	7.6
	8.7	8.1	7.6
立ち幅とび (cm)	181.1	198.2	211.8
	183.2	203.0	217.0
ハンドボール投げ (m)	17.8	20.8	23.3
	17.8	21.4	23.3

中学生女子生徒			
	1年	2年	3年
身長 (cm)	152.9	155.6	157.1
	154.3	155.5	157.7
体重 (kg)	43.8	46.8	49.1
	44.0	45.4	47.9
握力 (kg)	21.0	22.9	24.1
	20.7	20.7	22.6
上体起こし (回)	20.6	21.9	22.7
	20.1	20.2	21.1
長座体前屈 (cm)	43.7	45.9	47.8
	44.8	46.8	53.3
反復横とび (点)	44.8	46.0	46.4
	46.8	46.8	48.0
20mシャトルラン (回)	45.6	50.1	49.7
	42.5	44.2	48.9
持久走 (秒)	331.9	311.6	307.4
	315.2	319.9	338.9
50m走 (秒)	9.3	9.0	8.9
	9.1	9.0	8.9
立ち幅とび (cm)	163.5	166.7	168.1
	168.7	172.6	173.7
ハンドボール投げ (m)	10.9	12.2	13.0
	10.9	11.3	12.6

※ 1 : 各種目の上段が 東京都、下段が 千代田区 を示す。

※ 2 : 各種目の東京都の結果（平均）を基準とし、千代田区の結果（平均）が 5% を上回った種目を 青背景（白文字）、5% を下回った種目を 赤背景（白文字）にて示す。

後期高齢者医療保険料最終案について(算定案との比較)

1 令和8・9年度保険料の算定案

東京都後期高齢者医療広域連合から、令和8・9年度後期高齢者医療保険料(算定最終案)が示されました。

2 保険料率

(政令どおりの場合)

		算定案	最終案	増減	増減率
均等割額	医療分	55,800円	58,100円	2,300円	4.1%
	子ども・子育て支援分	1,300円	1,300円	0円	0.0%
所得割率	医療分	10.82%	11.09%	0.27pt	2.5%
	子ども・子育て支援分	0.26%	0.26%	0.00pt	0.0%
一人当たり平均保険料額		135,153円	138,648円	3,495円	2.6%

広域連合では保険料の大幅な増額を抑制するために、以下の保険料増額抑制対策の実施を予定しています。

①特別対策等の継続

	算定案	最終案	区市町村負担金合計 約230億円 → 約232億円 (2か年分)
(1)葬祭事業	98億円	98億円	
(2)審査支払手数料	76億円	76億円	
(3)財産安定化基金拠出金	0円	0円	
(4)保険料未収金補填	51億円	53億円	
(5)所得割額独自軽減	5億円	5億円	

②基金等の活用423億円

(特別対策あり)

		算定案	最終案	増減	増減率
均等割額	医療分	51,100円	53,300円	2,200円	4.3%
	子ども・子育て支援分	1,300円	1,300円	0円	0.0%
所得割率	医療分	9.60%	9.88%	0.28pt	2.9%
	子ども・子育て支援分	0.25%	0.26%	0.01pt	4.0%
一人当たり平均保険料額		123,827円	127,400円	3,573円	2.9%

3 算定案から最終案にかけて保険料が上昇した要因

年末に行われた診療報酬改定において、来年度から、診療報酬が引き上げられることにより、医療給付費がさらに増大する見込みとなったため。

4 今後のスケジュール

- 1月29日 広域連合議会 第1回定例会(保険料改定に伴う条例案の議決)
- 2月 第1回千代田区議会定例会にて広域連合規約変更を付議
- 3月 東京都後期高齢者医療広域連合規約改正